

復興の取組と関連諸制度

令和 7 年 9 月



目次

1 復興庁の体制等2

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 復興庁の体制
- 1-3 福島対応体制の強化
- 1-4 福島復興に係る政府の体制
- 1-5 復興庁設置法等の一部を改正する法律
- 1-6 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針

2 復興の取組8

＜被災者支援関係＞8

- 2-1-1 被災者の健康・生活支援
- 2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

＜住宅再建・まちづくり関係＞10

- 2-2-1 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組
- 2-2-2 これまでの加速化措置等の成果
- 2-2-3 住まいの復興給付金
- 2-2-4 鉄道の復旧状況
- 2-2-5 復興道路・復興支援道路の開通状況
- 2-2-6 国営追悼・祈念施設

＜産業・雇用関係＞16

- 2-3-1 産業の復旧に向けた取組
- 2-3-2 産業の復興に向けた取組
- 2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策
- 2-3-4 雇用に関する取組

＜広報・復興知見関係＞25

- 2-4-1 復旧・復興の進捗情報の「見える化」
- 2-4-2 東日本大震災の教訓継承
- 2-4-3 伝承施設を紹介するガイドブックの発刊

＜多様な担い手による連携＞29

- 2-5-1 被災地での人材確保対策
- 2-5-2 ボランティア・公益的民間連携
- 2-5-3 復興と男女共同参画
- 2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて

＜原子力災害関係＞36

- 2-6-1 福島復興に向けた取組
- 2-6-2 個別課題への対応

＜その他＞63

- 2-7-1 2025年大阪・関西万博における復興庁の取組
- 2-7-2 「復興五輪」に関する取組

3 復興関連諸制度等65

- 3-1 復興関係予算
- 3-2 復興関連税制
- 3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援
- 3-4 復興特区制度
- 3-5 復興交付金
- 3-6 震災復興特別交付税
- 3-7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」
- 3-8 福島復興に向けた制度
- 3-9 これまでの主な動き

1 - 1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模 (推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の 東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底 の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・ 浜通り、茨城県北部・南部、栃木県 北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南 部、福島県会津、群馬県南部、埼玉 県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸 北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、 山形県村山・置賜、群馬県北部、埼 玉県北部、千葉県北東部・南部、東 京都23区、新島、神奈川県東部・西 部、山梨県中部・西部、山梨県東部・ 富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(出典: 緊急災害対策本部公表資料(令和7年3月10日)、
復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	19,782名
(震災関連死(注) 3,808名)	
イ 行方不明	2,550名
ウ 負傷者	6,242名

(2) 建築物被害

ア 全壊	122,053戸
イ 半壊	284,074戸
ウ 一部破損	750,069戸

※ 未確認情報を含む。
※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を
含む。

((注)「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化又は避
難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支
給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡し
たものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも
含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)」と定義。
復興庁等調べ(令和6年12月31日現在)

1 - 2 復興庁の体制

復興庁

※職員 306 名

本庁（東京）※職員 224 名

岩手復興局
（釜石市）
※職員 13 名

盛岡支所

宮古支所

宮城復興局
（石巻市）
※職員 10 名

仙台支所

気仙沼支所

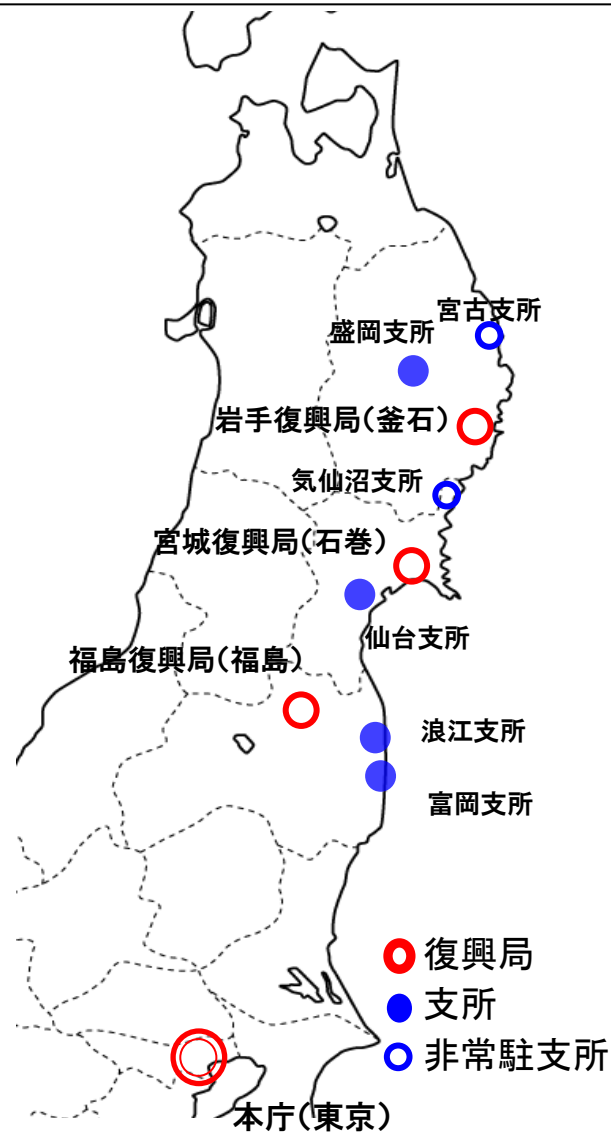
福島復興局
（福島市）
※職員 59 名

富岡支所

浪江支所

復興推進会議（閣僚級会合）

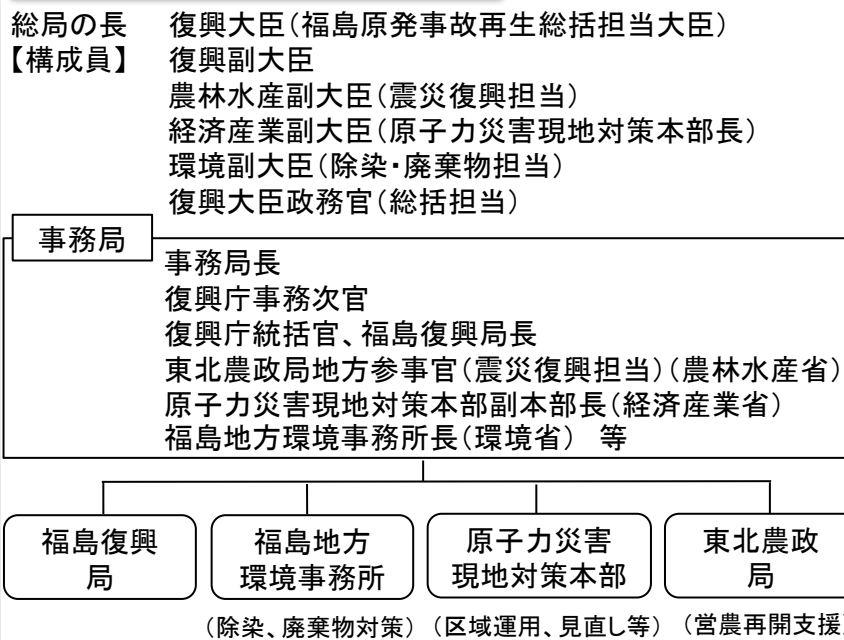
復興推進委員会（有識者会合）



1 - 3 福島対応体制の強化

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。
復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島復興を強力に推進。

福島復興再生総局（福島）



福島復興再生総括本部（東京）

本部長 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
関係省庁（局長クラス）
復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

主な取組

①福島復興再生総局幹部会合の開催

原子力災害からの福島復興に関連する施策に関して、
現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策
を迅速に判断するため、福島において福島復興再生総局
を設置し、福島復興再生総局幹部会合を開催。

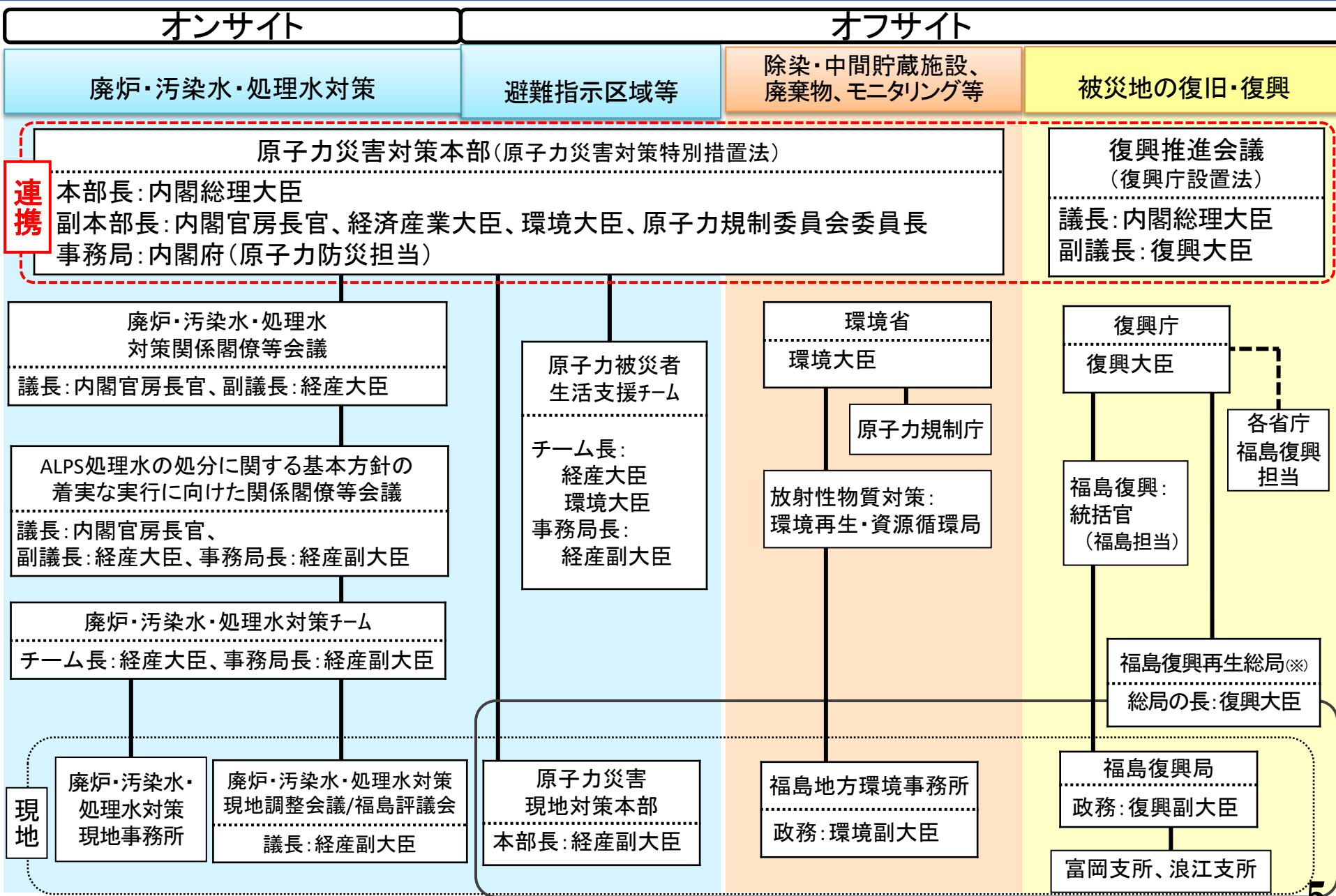
→ 現地において即断即決できる支援体制の強化、
省庁横断的な課題に対する連携が可能に。

②福島復興再生総局事務局会議の開催

毎週、現地事務所の長及び担当管理職等が参集し、
情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務
局会議を開催。

→ 事務方トップクラスが総局に在勤し、総局事務
局会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

1 - 4 福島復興に係る政府の体制



※2022年3月から福島復興再生総局構成員に東北農政局(政務: 農水副大臣)が追加。

背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、
復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。

復興を支える仕組み・組織・財源

1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
 - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
 - 復興局の位置等の政令への委任 等
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、
福島復興局は引き続き福島市に設置

2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、
対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等

3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等

4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
 - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和3年4月1日（3. 及び4. の一部は、公布日施行）

- 「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間（令和8～12年度「第3期復興・創生期間」）までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

基本姿勢及び各分野における主な取組

1. 原子力災害被災地域

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。

○ 事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）

- ・ 廃炉については、安全確保を最優先にしつつ、持続的な人的体制・資金の確保、**廃炉を通じたイノベーションの促進**、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
- ・ ALPS処理水の処分については、**輸入規制の即時撤廃、水産業支援**に取り組む

○ 環境再生に向けた取組

- ・ 福島県内の除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む
- ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し**復興再生利用を推進**。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、**福島県外での最終処分に向けた取組**を政府一体となり進める
- ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化

○ 帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興

- ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域への復興に向け、**ハード・ソフト両面で生活環境を整備**
- ・ 住民が里山の恵みを享受できるよう、森林整備の再開を始め、**「区域から個人へ」**の考え方下、**安全確保を大前提とした活動の自由化等**、住民等の今後の活動の在り方を検討
- ・ 交流・関係人口の拡大に向け、**福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用**や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等
- ・ ホープツーリズムを始めとした、**観光振興策を戦略的に推進**

○ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進

- ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、**施設整備の可能な限りの前倒し**
- ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備

○ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建

- ・ 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「**実証の聖地**」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
- ・ **ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連**の先進的な取組、スタートアップの誘致

○ 農林水産業の再建

- ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し**営農再開の加速化**、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
- ・ **帰還困難区域内の森林整備再開**に向け条件整備の上で**本格復旧に着手**、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
- ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 食品規制等を科学的・合理的見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

2. 地震・津波被災地域

- ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取り組み
- ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- ・ **心のケア**等や被災した子どもに対する支援等の**中長期的取組が必要な課題**については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の間で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

復興を支える仕組み等

○ 財源等

- ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、**今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保**する
- ・ **令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度の見込み**
- ・ この中で、**福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる**

○ 自治体支援

- ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続

○ 組織

- ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
- ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備

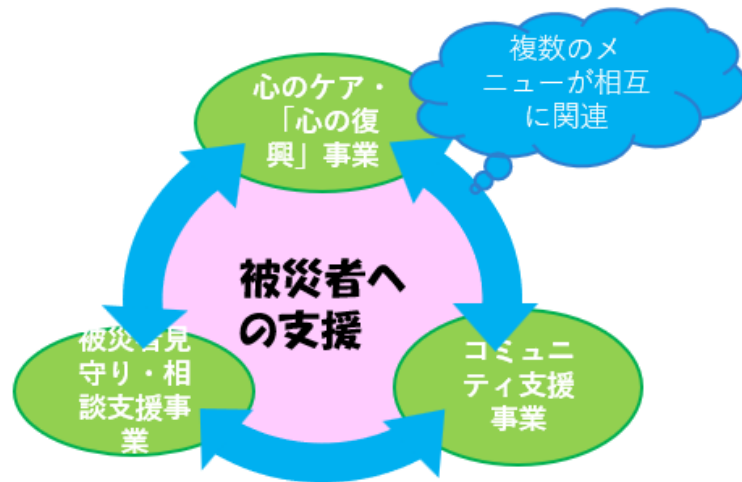
○ その他

- ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し

被災者支援総合交付金
令和7年度予算額 77億円【復興】
(令和6年度予算額 93億円)

事業概要

- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



事業メニュー

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

復興庁	1. 被災者支援総合事業	
	(1)住宅・生活再建支援事業	(2)コミュニティ形成支援事業
	(3)「心の復興」事業	(4)被災者生活支援事業
	(5)被災者支援コーディネート事業	(6)県外避難者支援事業

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
-----	------------------

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
-----	-------------------

IV. 被災地における健康支援

厚労省	4. 被災地健康支援事業
-----	--------------

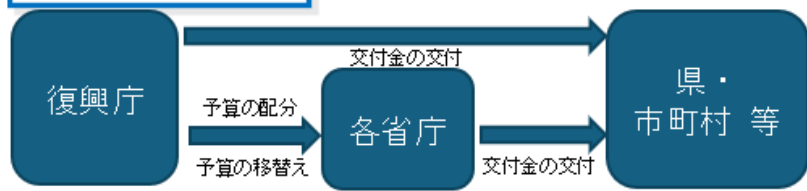
V. 被災者の心のケア支援

厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業
-----	-----------------

VI. 子どもに対する支援

こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

○ 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。

2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,845億円の約99%を被災者に配付済(令和4年12月31日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、20,611件(令和7年3月31日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は207,224世帯(令和7年3月31日現在)

(1) 義援金の配布状況(内閣府調べ、令和4年12月31日現在)

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,845億円	3,845億円	3,831億円	3,815億円	3,122,722件
	100.0%	99.6%	99.6%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日から令和3年3月31日にかけて日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況(内閣府調べ、令和7年3月31日現在)

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,611件	20,402件	613億1,435万円	606億1,937万円
災害障害見舞金	107件	103件	1億7,750万円	1億7,125万円

※災害弔慰金:災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。
災害障害見舞金:災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況(内閣府調べ、令和7年3月31日現在)

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	207,224世帯	189,325世帯	1,681億円	1,546億円
加算支援金	158,340世帯	143,438世帯	2,145億円	1,944億円

※被災者生活再建支援金:災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。
東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。
また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2 - 2 - 1 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- 加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめ。

H25.2.4 農地法の規制緩和

H25.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）
 - ・ 用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策

H25.4.9 「加速化措置第2弾」

- 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策
 - ・ 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
 - ・ 土地収用手続きの効率化 ・ 財産管理制度の円滑な活用
 - ・ 造成工事等の早期化

H25.10.19 「加速化措置第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定
 - ・ 財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策
- ③ 加速状況の見える化
 - ・ 「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化

H26.1.9 「加速化措置第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
 - ・ 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表

H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
 - ・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
 - ・ 登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
 - ・ 再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
- 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定

H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー（復興まちづくり先導事例集）

H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「隘路打開のための総合対策」

- これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
 - ・ 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
 - ・ 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
 - ・ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成

<更なる施工確保対策>

H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応（※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ）

H30.3.1 公共工事設計労務単価の引き上げ（※ 被災3県全職種平均 +58.3%（対24比））

2-2-2 これまでの加速化措置等の成果

○ 被災自治体の個別課題に対して、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果	
計画策定			「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、住宅再建の見通しを提示
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定		・ 用地取得率(被災3県)が上昇 48%(H25.9)⇒ 100%(H31.4) ・ 測量から用地取得当初6年予定⇒3年以内で完了(釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) ・ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決
	財産管理制度		・ 裁判所の審理期間の短縮 (※申立時に必要書類が揃っていることが前提) ・ 全体で半年以上と懸念 ⇒ 裁判所の審理は、3週間程度でも可能に
	土地収用手段		・ モデル事業の活用による迅速化 ・ 申請書概成 約1～2年と懸念⇒約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 ・ 事業認定手続 通常3か月⇒概ね50日に短縮
	用地取得事務		補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 27市町村のうち24市町村で実施 (H29.6))
	計画変更		・ 取得困難地での計画変更手続の簡素化 (防集事業実施 332地区のうち320地区(届出320地区)で区域変更 (H31.3)) ・ 東松島市矢本西地区 区域変更により約2か月短縮
埋蔵文化財発掘調査			・ 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 ・ 山田町 田の浜地区(防集) 18か月⇒5か月
発注者支援	被災自治体の発注者支援		
	URによるCM方式の導入		・ 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 ・ 東松島市野蒜地区で、最大1年半の工期短縮(見込み)
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、 資材の円滑な確保)			・ 復興JVによる落札(累積236件 (H29.7)) ・ 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化
			・ 労務単価の引上げ (被災3県 対H24年度比 58.3%増) ・ 民間、公共による生コンプラントの設置

2-2-3 住まいの復興給付金

復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

2025年8月末時点の給付件数は29,629件。

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有していた者
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅。

(※) 建築:13㎡以上。 購入:50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合:30㎡以上)

給付額

$$\text{給付額} = \text{再取得住宅の床面積} \times \begin{cases} \text{税率8\%時: 5,130円} \\ \text{税率10\%時: 8,550円} \end{cases} \times \text{再取得住宅の持分割合}$$

(※) 給付する床面積の上限は、175㎡。175㎡以上の場合は、175㎡分を給付。

給付例(10%時)

①再取得住宅の床面積100㎡
⇒約86万円

②再取得住宅の床面積175㎡
⇒約150万円(上限)

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

給付額

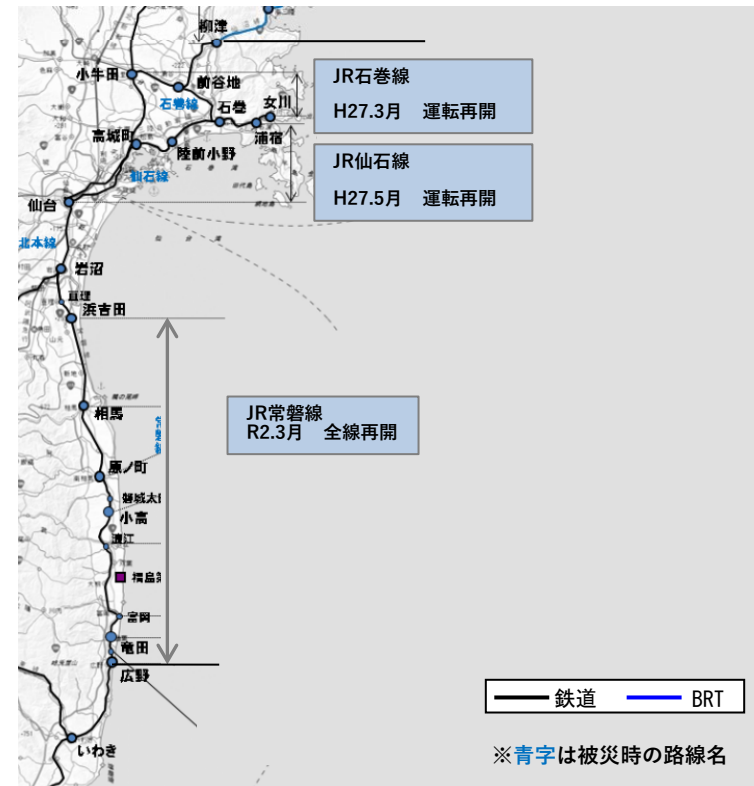
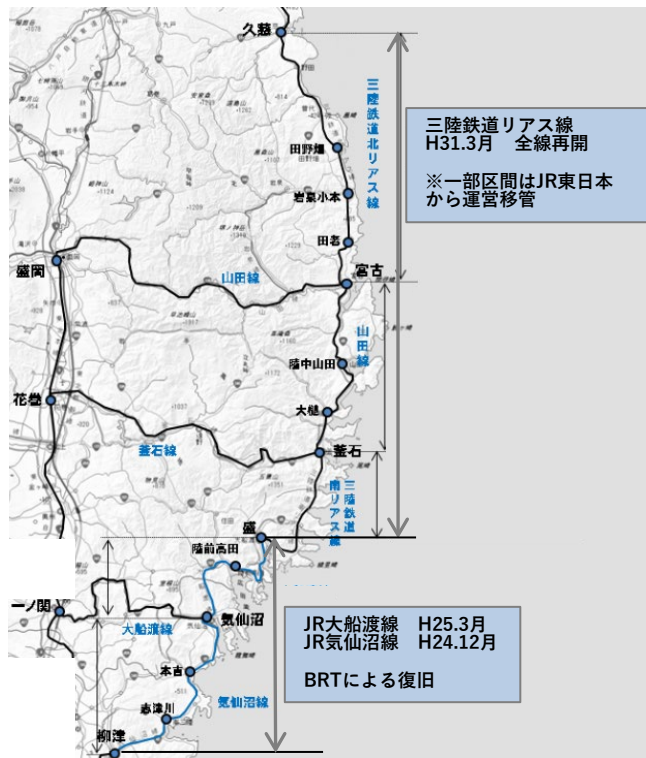
- (※)
- ① 被災住宅の床面積にり災状況に応じた給付単価をかけた額
 - ② 実際に支払った補修工事費(税抜)における増税分の消費税に相当する額
- のどちらか少ない方を給付。

$$(\text{※}) \text{給付額} = \text{被災住宅の床面積} \times \text{給付単価}$$

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

2 - 2 - 4 鉄道の復旧状況

- 三陸鉄道リアス線は、平成31年3月23日に宮古～釜石駅間が再開（ＪＲ東日本から運営移管）したことにより全線再開。
ＪＲ常磐線は、令和2年3月14日に浪江～富岡駅間が再開したことにより全線再開。
これにより、東日本大震災により被災した鉄道はＢＲＴによる復旧を含め全て復旧。



2 - 2 - 5 復興道路・復興支援道路の開通状況

宮古盛岡横断道路

R3 (2021) 年3月全線開通

東北横断自動車道 釜石秋田線

H31 (2019) 年3月全線開通

相馬福島道路

R3 (2021) 年4月全線開通

三陸沿岸道路

R3 (2021) 年12月全線開通

みやぎ県北高速幹線道路

R3 (2021) 年12月全線開通



凡例

	開通
	事業中
	現道活用区間
	未事業化

2 - 2 - 6 国営追悼・祈念施設

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備。

これまでの経緯

- 2011.7.29 東日本大震災からの復興の基本方針(政府方針)
「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」と位置付け
- 2014.3.10 第10回復興推進会議において、国営の施設整備に向けた検討として、被災3県に各1か所設ける構想であり、岩手・宮城については2015年度事業化予定、2020年度末を目途に整備する旨を報告
- 【岩手県・宮城県】
2013年度～ 岩手県陸前高田市、宮城県石巻市を対象に基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計等を実施
岩手県・宮城県において、整備完了(2021.3)
- 【福島県】
2016年度～ 双葉町・浪江町にまたがる地域を対象に基本構想・基本計画を策定、基本設計を実施
一部利用を開始(2021.1.4)

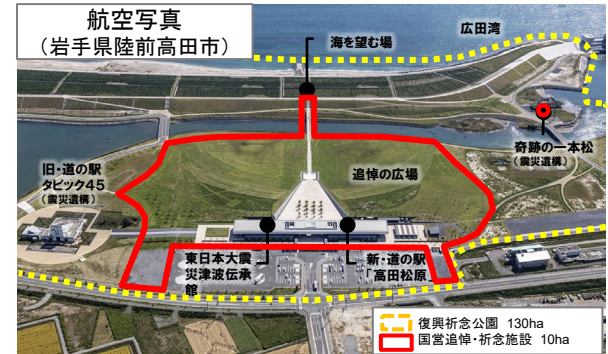
閣議決定

岩手・宮城(2014.10.31) 福島(2017.9.1)

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設(仮称)を設置する。

今後の予定

【福島県】 2025年度内での完成を目指し整備



2-3-1 産業の復旧に向けた取組①（グループ補助金）

地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援（グループ補助金3／4補助）。
～グループの要件～

①経済・社会的な基幹となり、地域の復興等に不可欠な企業群、②事業・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街 等

グループ補助金の実績（令和7年9月時点）

これまで738グループに対し、国費3,561億円（県費とあわせて5,342億円）を支援。

	グループ	補助金 交付決定件数	補助総額 （国県）	うち国費
北海道	6グループ	36件	10億円	6億円
青森県	10グループ	208件	86億円	57億円
岩手県	135グループ	1,573件	919億円	613億円
宮城県	256グループ	4,487件	2,823億円	1,882億円
福島県	264グループ	3,976件	1,276億円	851億円
茨城県	58グループ	1,432件	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14件	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154件	28億円	19億円
計	738グループ	11,880件	5,342億円	3,561億円

復旧事例

高德海産（石巻市）

H23年11月下旬、工場再開。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23第1次補正155億円、H23第2次補正100億円、H23予備費1249億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、H28・290億円、H29・210億円、H30・150億円、R1・76億円、R2・140億円、R3・64億円、R4・22億円、R5・27億円、R6・9億円、R7・11億円

2-3-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗・工場等の利用状況）

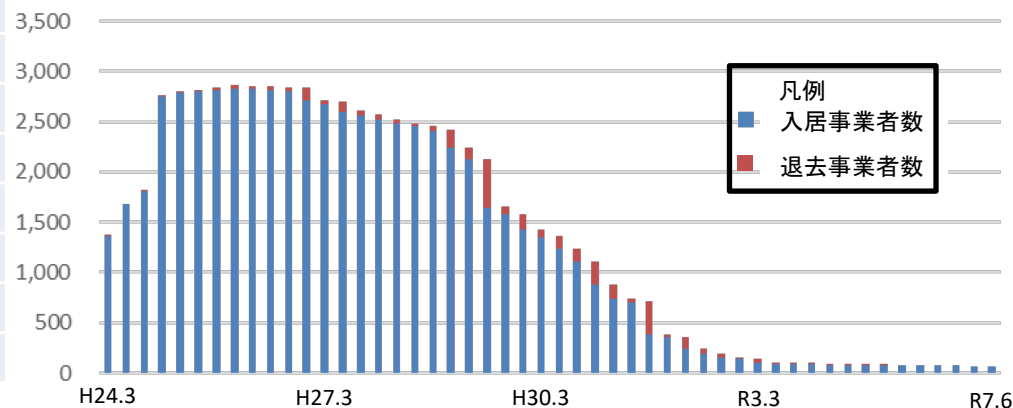
- 各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等を648件整備。
- 入居事業者の本施設への移行が進んでおり、令和7年6月末時点で累計3,146事業者が退去し、入居者は55事業者となっている。
- 復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化。そのため、26年度より、中小機構において、①長期利用、②移設、③撤去に係る助成を実施。

仮設施設の整備状況

	整備件数	残存件数	入居事業者数
青森県	27	0	0
岩手県	362	1	4
宮城県	149	5	6
福島県	108	19	45
茨城県	1	0	0
長野県	1	0	0
合計	648	25	55

（令和7年6月末時点：中小企業基盤整備機構調べ）

仮設施設の入居事業者数・退去事業者数



（令和7年6月末時点）（中小企業基盤整備機構調べ）

陸前高田未来商店街

（陸前高田市）

津波により壊滅的被害を受けた商店を中心に、H25年2月にオープン。



いわき四倉中核工業団地

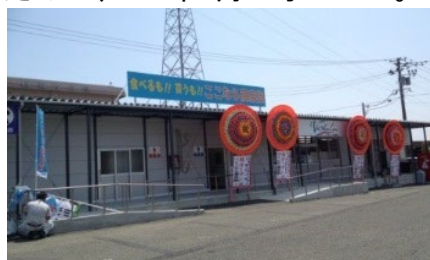
（いわき市）

72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



ここなら商店街（檜葉町）

避難解除準備区域に指定されていた中、作業員、帰還住民のために、H26年7月にオープン。



東町エンガワ商店（南相馬市）

避難解除準備区域に指定されていた中、住民の帰還促進支援のための仮設商業施設。（H27年9月オープン）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組③（商店街の再生）

○仮設施設の本設施設への移行を支援するため、

- ①津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）を活用した共同店舗型商業施設の整備や、
- ②グループ補助金を活用した被災事業者の自立再建への支援を実施している。

共同店舗型商業施設の整備による支援

津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）及び自立帰還支援補助金（商業施設等立地支援事業）を活用し、商業機能の回復を促進するため、共同店舗型商業施設の整備を支援。

○ 民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を実施。

【まちなか再生計画の認定実績】（認定日）

- ① 宮城県 女川町（H26.12.19）【開業済】
- ② 岩手県 山田町（H27.3.24）【開業済】
- ③ 宮城県 石巻市（H27.7.10）【開業済】
- ④ 宮城県 南三陸町（H27.10.2）【開業済】
- ⑤ 岩手県 陸前高田市（H28.1.15）【開業済】
- ⑥ 岩手県 大船渡市（H28.2.9）【開業済】
- ⑦ 福島県 いわき市（H28.2.9）【開業済】
- ⑧ 宮城県 名取市（H30.1.30）【開業済】
- ⑨ 岩手県 釜石市（H30.6.29）【開業済】
- ⑩ 宮城県 気仙沼市（H30.10.12）【開業済】



キャッセン大船渡
（岩手県大船渡市）
（H29.4.29オープン）

○ 公設民営型商業施設

福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を実施。

【商業施設整備の採択案件】（採択日）

- ① 福島県 川内村（H26.3.25）【開業済】
- ② 福島県 広野町（H27.2.4）【開業済】
- ③ 福島県 南相馬市（H27.2.4）【開業済】
- ④ 福島県 富岡町（H28.2.16）【開業済】
- ⑤ 福島県 川俣町（H28.2.16）【開業済】
- ⑥ 福島県 飯館村（H28.3.16）【開業済】
- ⑦ 福島県 楡葉町（H29.3.10）【開業済】
- ⑧ 福島県 浪江町（H29.6.20）【開業済】
- ⑨ 福島県 南相馬市（H29.6.20）【開業済】
- ⑩ 福島県 大熊町（H30.9.12）【開業済】
- ⑪ 福島県 双葉町（H30.12.4）【開業済】



さくらモール
とみおか
（福島県富岡町）
（H29.3.30オープン）

本設店舗の自立再建支援

グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。

【支援実績（商店街向け）】

（令和7年9月時点）

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	16グループ	473事業者	9市町村
宮城県	17グループ	176事業者	9市町村
福島県	12グループ	467事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合 計	46グループ	1,127事業者	27市町村

【個別店舗支援例】

- 震災前に事業で使っていた自
己所有の建物や設備を復旧す
るための費用を補助する。

【共同店舗支援例】

- 複数の被災事業者が入居する
共同店舗を整備するための費
用を補助する。

新生やまだ商店街（山田町）



タウンポート大町（釜石市）



2 - 3 - 1 産業の復旧に向けた取組④（企業立地）

被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。

ふくしま産業復興 企業立地支援事業

平成23年度3次補正予算：
1,700億円
平成24年度予備費：
402億円

- ・対象地域：福島県
- ・交付決定件数：589件

※R2年度で公募終了
（交付決定はR5年度末まで）
（令和7年3月末時点）

原子力災害 周辺地域産業復興 企業立地補助金

平成24年度予算：140億円

- ・対象地域：
宮城県、栃木県、茨城県
- ・交付決定件数：75件

※H26年度で公募終了

津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

平成25年度予算：1,100億円
平成25年度補正：330億円
平成26年度予算：300億円
平成27年度予算：360億円

- ・対象地域：
津波浸水地域（青森県、岩手県、
宮城県、茨城県）及び福島県全
域（避難指示区域等を除く）
- ・交付決定件数：545件

（令和7年3月末時点）

※R5年度で公募終了

自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算：320億円
平成29年度予算：185億円
平成30年度予算：80億円
令和元年度予算：88億円
令和3年度予算：215億円
令和4年度予算：141億円
令和5年度予算：141億円
令和6年度予算：122億円
令和7年度予算：110億円

- ・対象地域：
福島県12市町村の避難指示区域等
 - ・交付決定件数：148件
- （令和7年3月末時点）

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の活用事例

株式会社片山製作所 （富岡町）

- ・令和4年1月にパワー半導体モジュール用の放熱基板製造工場の操業を開始。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用事例

有限会社菊地電子工業 （宮古市）

- ・平成27年10月に宮古市にコネクタ生産工場を建設。

2-3-2 産業の復興に向けた取組①（水産業）

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船及び漁具・漁労設備を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助。

※平成28年度以降は原発事故の影響が残る福島県のみを対象

<共同利用漁船等復旧支援対策事業>

(令和7年度当初予算7百万円)

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6, 485隻	229ヶ統
○宮城県	3, 486隻	178ヶ統
○福島県	255隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※令和7年3月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2/3、又は半額を補助。

<水産業共同利用施設復旧整備事業>

(令和2年度当初予算11億円)

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3件	5億円
○岩手県	341件	364億円
○宮城県	330件	405億円
○福島県	44件	27億円
○茨城県	2件	6億円
○千葉県	3件	0.3億円

※令和3年5月末時点

※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や経営体の基盤強化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、漁業については、必要な経費のうち操業費用について1/2等を国が支援、養殖業については、養殖生産に必要な経費全額を一旦支援し、水揚げ金で支援額の4/5相当を国に返還。

<漁業・養殖業復興支援事業>

(平成23年度補正予算818億円、平成24年度当初予算106億円、令和7年度当初予算44億円)

漁業・養殖業復興支援事業の実績

	漁船漁業	養殖業
○北海道	9経営体	
○青森県	3経営体	
○岩手県	25経営体	494経営体
○宮城県	109経営体	531経営体
○福島県	184経営体	13経営体
○茨城県	11経営体	
○千葉県	3経営体	
○富山県	1経営体	
○三重県		19経営体

※令和7年8月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

平成23年12月、漁業復興計画認定。

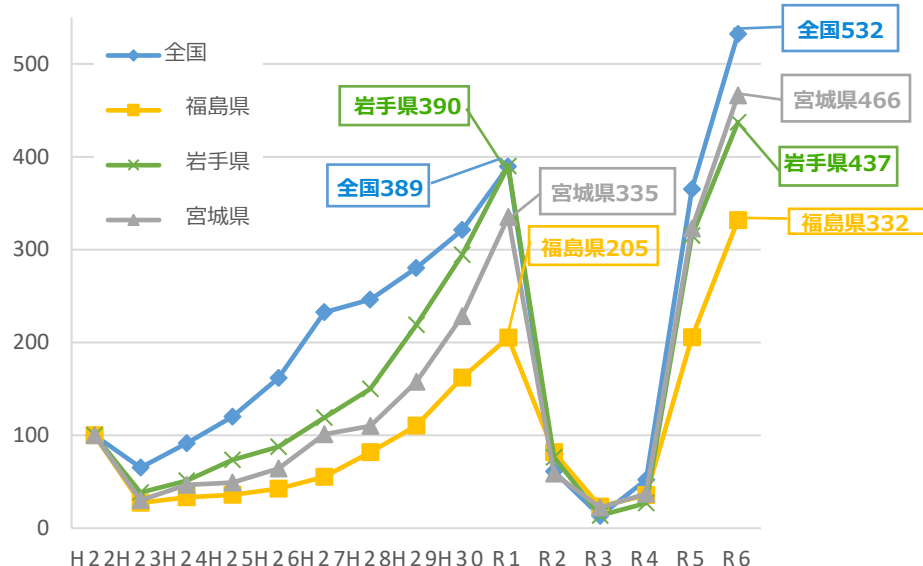
平成24年10月から事業開始。

2-3-2 産業の復興に向けた取組②（観光業）

- 令和2年（2020年）に外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする目標を掲げ、平成28年（2016年）よりインバウンドを東北に呼び込むための支援を強力に進めてきた。その結果、令和元年（2019年）に外国人延べ宿泊者数は168万人泊となり、目標を達成。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）の外国人延べ宿泊者数は、被災地を含め全国的に激減。令和4年（2022年）10月の水際緩和措置以降、外国人延べ宿泊者数は堅調に回復し、令和5年（2023年）には令和元年（2019年）に迫る水準まで回復。
- 一方、福島では外国人延べ宿泊者数や教育旅行の回復に課題が残ることから、福島における観光復興を最大限に促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を支援し、国内外からの福島への誘客を推進（福島県観光関連復興支援事業（復興特会に基づく観光庁事業））。

外国人延べ宿泊者数の伸び率の推移
（全国・福島・岩手・宮城）

（H22を100とした指数）

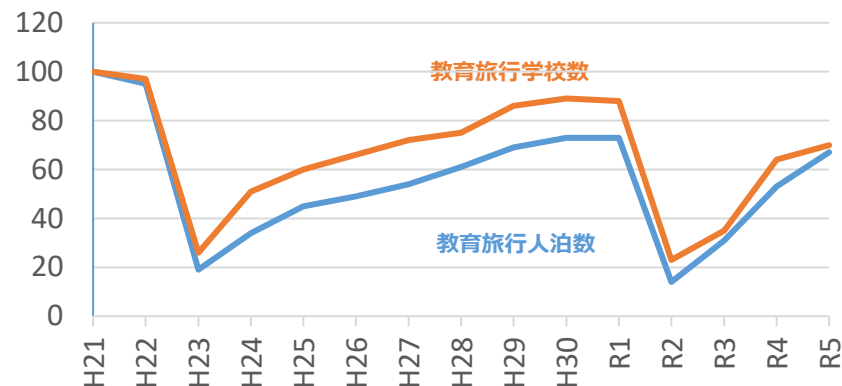


※出典：観光庁宿泊旅行統計調査
※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。

福島県教育旅行の延べ宿泊者数の推移

年度	H21	R5	R5/H21
人泊数	709,932	447,626	▲ 32.7%
校数	7,920	5,501	▲ 30.5%
全国の児童・生徒・学生数（千人）	17,975	16,212	▲ 9.8%

（H21年度を100とした指数）



※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

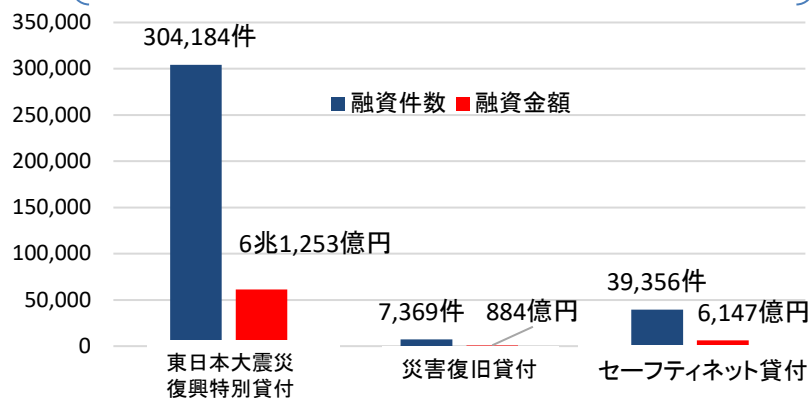
※出典：令和5年度福島県教育旅行入込調査報告書、文部科学統計要覧

2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策①

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付304,184件、東日本大震災復興緊急保証155,346件(H23年5月23日～R7年3月末日)。農林漁業者向けの融資については10,459件貸付決定、保証については5,509件(H23年5月2日～R7年3月末日)。

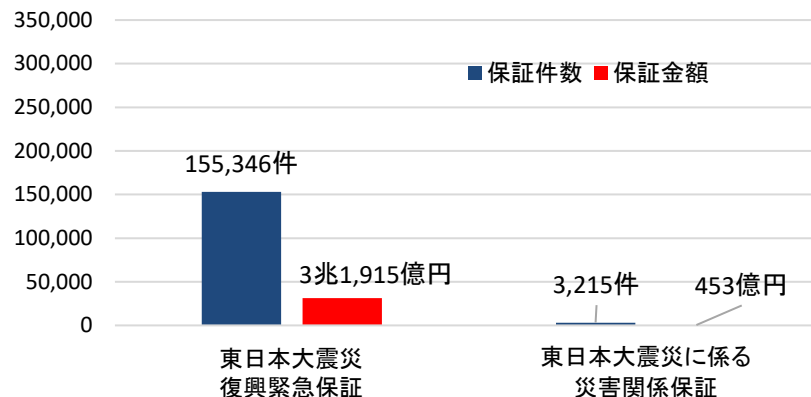
中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～R7年3月末日
災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日

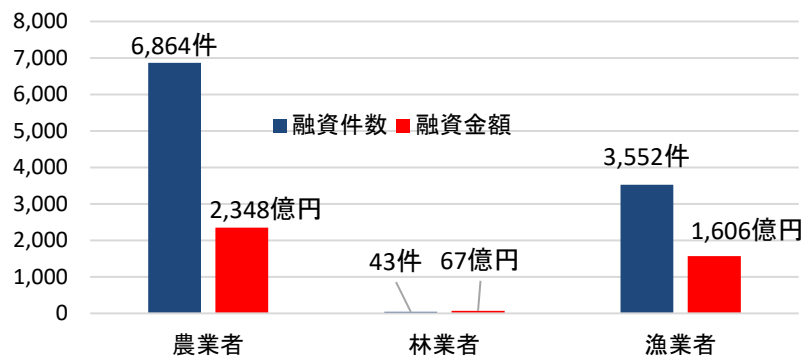


中小・小規模事業者向け保証

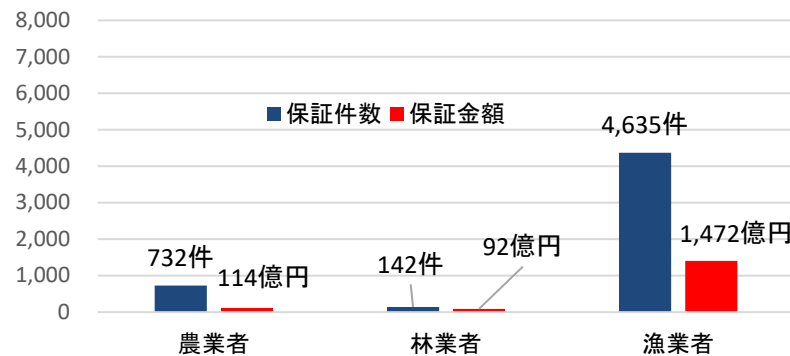
東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～R7年3月末日
災害関係保証 H23年3月14日～R7年3月末日



農林漁業者向け融資(貸付決定済)(H23年5月2日～R7年3月末日)



農林漁業者向け保証(H23年5月2日～R7年3月末日)



○ 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者（震災被害により過大な債務を負っている事業者）

東日本大震災事業者再生支援機構
（震災支援機構）

○支援対象

産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの

・小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金：300億円

対象地域：岩手、宮城、福島各全県その他、北海道、
青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野
群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村
（14都道府県、351市町村）

産業復興相談センター
産業復興機構

○支援対象

中小企業者等

・被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

（出資金※）

岩手産業復興機構（23年11月11日設立）：100億円
宮城産業復興機構（23年12月27日設立）：100億円
福島産業復興機構（23年12月28日設立）：100億円
茨城産業復興機構（23年11月30日設立）：50億円
千葉産業復興機構（24年 3月28日設立）：20億円

※出資約束金額総額ベース

連携/案件の引継ぎ

【二重ローン対策の支援実績】（令和7年6月末時点）

震災支援機構

・支援決定（令和3年3月31日まで）：747件（うち債権買取：712件 1,327億円、債務免除：528件 664億円、支援完了393件）

産業復興相談センター・産業復興機構

・関係金融機関等による金融支援の合意取付件数：1,491件

（うち債権買取（令和3年3月31日まで）：339件、債権買取以外の金融支援の合意取付件数：1,152件）

2 - 3 - 4 雇用に関する取組

- 被災3県の有効求人倍率は震災直後の落ち込みから回復し、いずれも1倍を上回っている。しかし、一部人手不足が深刻な地域も見られる。
- 今後もこうした人手不足を解消し、被災者に寄り添った就労支援として、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うとともに、求職者の状況を踏まえたきめ細かな職業紹介等に取り組んでいく。

・ 人手不足解消のため、きめ細かな就職支援やハロートレーニング(公的職業訓練)を実施。

《ハローワークの就職支援》

個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談等の実施や、職業訓練への誘導を行っている。加えて、求職者向けに「合同企業説明会」や「企業見学会」、「職場体験実習」等を実施している。

また、人材の確保については、工場見学会や「雇用確保セミナー」、「各種研修(企業力セミナー、建設業者向け資格講習等)」を実施するなどして、求人充足につなげている。

【実績】平成23年4月～令和7年7月 約**149.5万人が就職**(※1) (※1)数値は岩手県・宮城県・福島県の各月の就職件数(原数値・パートタイム含む一般・受理地別)を合計したもの

《ハロートレーニングの実施》

就職に必要な職業スキルや知識を習得するための職業訓練を無料で実施。

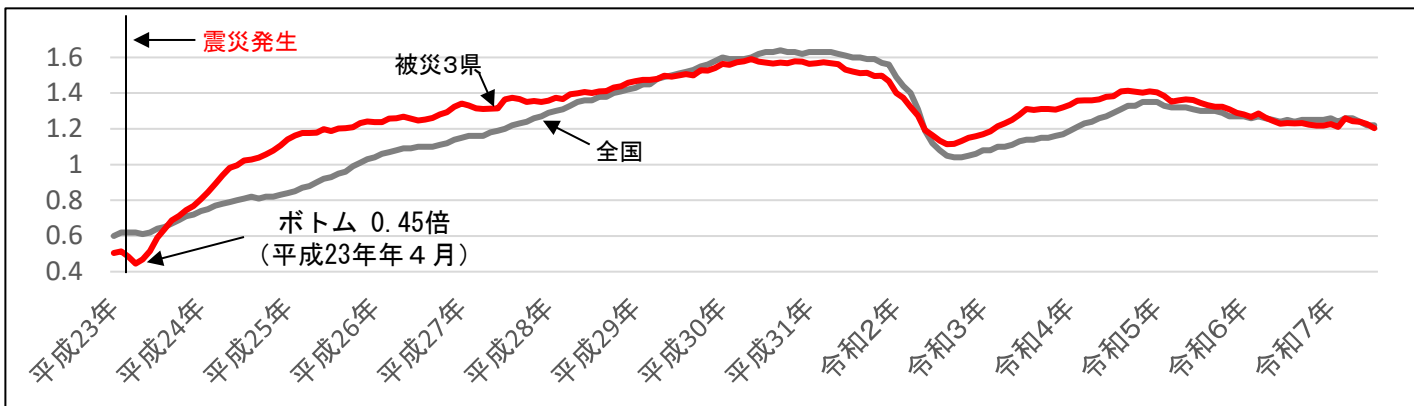
【実績】令和5年度実施コースのハロートレーニング受講者数 **7,286人**(※2) (※2)数値は岩手県・宮城県・福島県の数値の合計

・ 中小企業等が被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を実施。

(被災求職者の生活の安定や人手不足対応等のため雇入費助成及び住宅支援費助成により支援)

・ 事業復興型雇用確保事業(旧 事業復興型雇用創出事業)より、【実績】平成23～令和6年度 **約29.9万人**を雇用した

○有効求人倍率の推移



【令和7年7月時点(※3)】

有効求人倍率: 岩手1.15倍
宮城1.17倍
福島1.28倍

有効求人数: 約10.5万人
有効求職者数: 約8.7万人

(※3)数値は、季節調整値・パートタイム含む一般・受理地別
有効求人数・有効求職者数については、岩手県・宮城県・福島県の数値の合計

2 - 4 - 1 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 地区ごとに定点で観測した写真を掲載し、進捗状況および着工から完成までが時系列で写真により確認することができます。

(1) 見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

(2) 「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。

[定点観測写真]

地区の詳細情報と過去の定点観測写真が一覧で表示されます。



例) 宮城県七ヶ浜町花淵浜地区 災害公営住宅



2-4-2 東日本大震災の教訓継承①（教訓継承サイト）

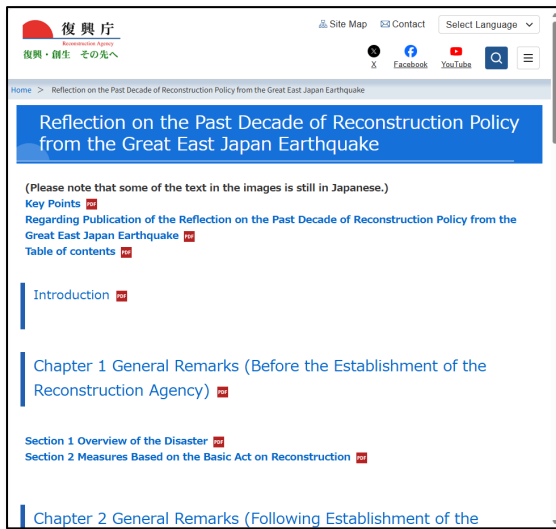
- 東日本大震災教訓継承サイトでは、「復興政策10年間の振り返り」、「オーラルヒストリー」、「復興の教訓・ノウハウ集」、「被災者の証言」などを掲載。
- 令和7年3月には「復興政策10年間の振り返り」のHTML化と英訳版の作成を実施し、教訓継承サイトに掲載している。

「東日本大震災 復興政策10年間の振り返り」 （令和5年8月公表）



東日本大震災の発災から第1期復興・創生期間が終了した令和2年度までの10年間について、復興に係る国の制度・組織や取組の変遷、その評価・課題等を取りまとめたもの。

10年間の振り返り 英訳版サイト



東日本大震災教訓継承サイト <https://www.reconstruction.go.jp/311kyoukun/>



復興政策に携わった閣僚を始めとする国会議員、省庁事務幹部、地方公共団体の首長等に対して、組織的な決定文書等には表れない当時の重要な意思決定の過程や様々な考え方や工夫、復興政策の課題・評価等を含むオーラルヒストリーを作成。

インタビュー対象者（敬称略）

国会議員等



平野 達男
元復興大臣



谷 公一
自民党東日本大震災復興加速化本部長、元復興副大臣



辻元 清美
元内閣総理大臣補佐官（災害ボランティア担当）



井上 義久
公明党東日本大震災復興加速化本部 顧問



大島 理森
元自民党東日本大震災復興加速化本部長



根本 匠
元復興大臣、東日本大震災復興加速化本部顧問



片山 善博
元総務大臣

省庁幹部等

田村 太郎、佐藤 慎一、
田島 淳志、岡本 全勝、
阪本 克彦、前島 明成、
福井 仁史、北村 信、
山下 哲夫、瀧野 欣彌、
海堀 安喜、林 俊行

国会議員、省庁事務幹部等にインタビューを実施し、収集した内容を「オーラルヒストリー」としてとりまとめ、「教訓継承サイト」にて公開し、広く共有していく。

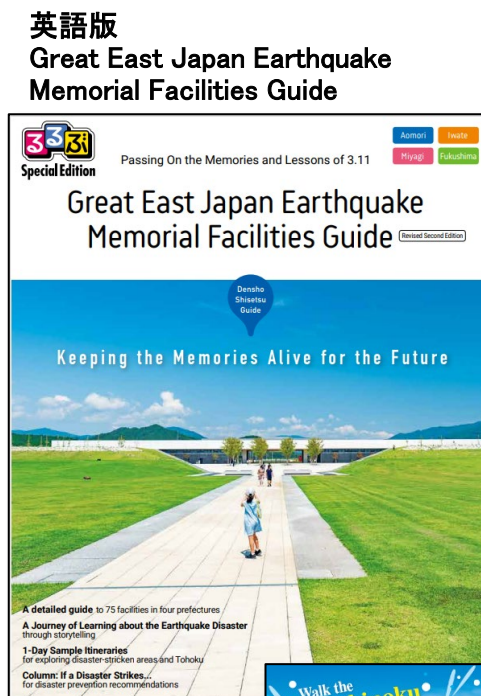
2-4-3 伝承施設を紹介するガイドブックの発刊

「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」の改訂版発行（令和7年3月）

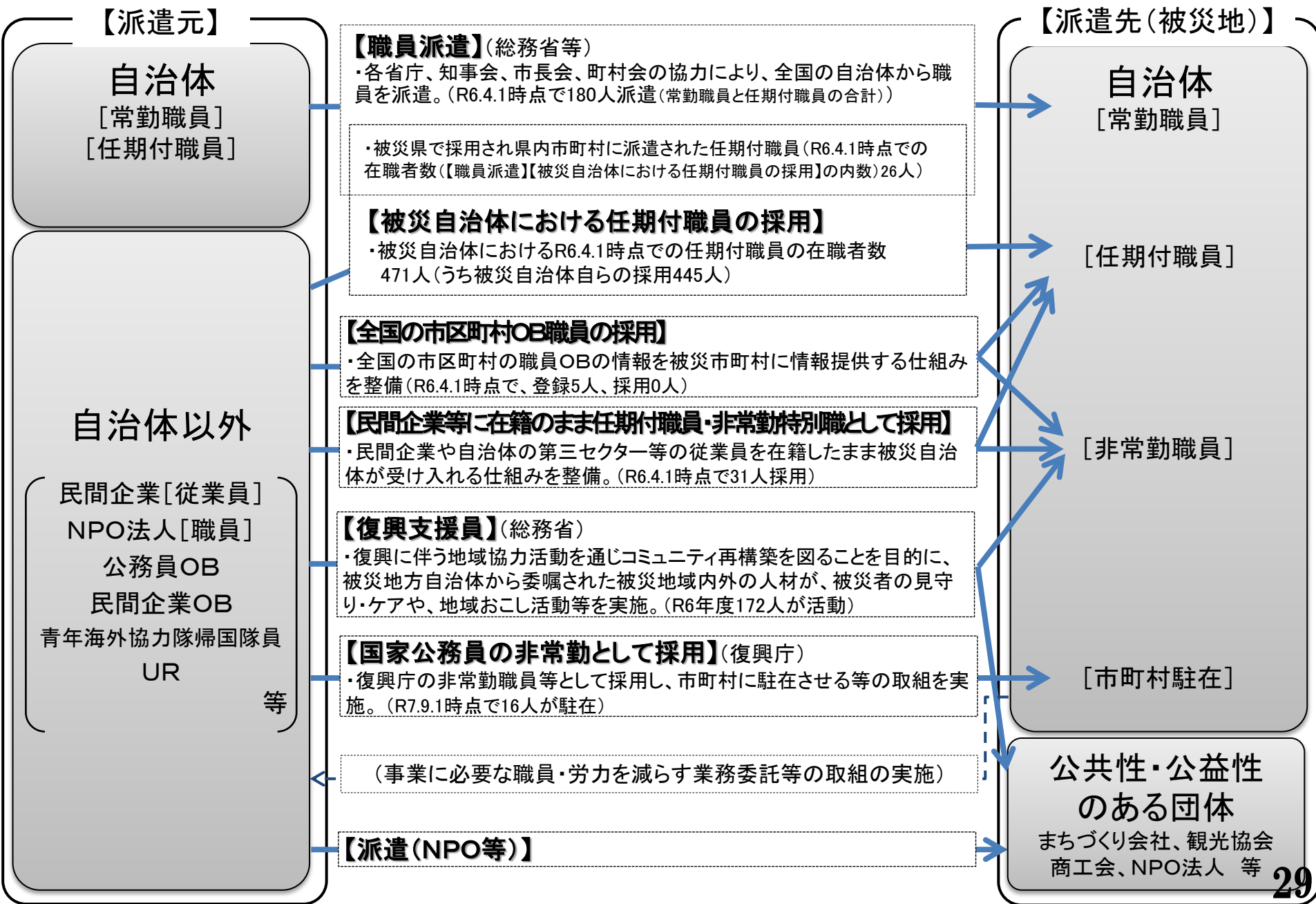
- (1) 「東日本大震災伝承施設ガイド」の改訂編集・発行・配布中
- (2) 英訳版の作成（電子版のみ作成）
- (3) るるぶ東北に抜粋版を特別付録として綴じ込み

るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド 改訂2版

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-22/densyo-guide.html>



2 - 5 - 1 被災地での人材確保対策



2-5-2 ボランティア・公益的民間連携

- 被災地の復興の進展に伴い、復興の進捗状況や地域・個人のニーズが多様化しているなかで、「第2期復興・創生期間」においても引き続き、ハード面だけでなく、ソフト面を中心とした、よりきめ細かな取組が求められることから、NPOやボランティア団体等の活動に対するニーズや果たすべき役割は依然として大きい。
- このため、NPO、ボランティア団体及び企業等多様な主体が活動を効果的に進めるために必要な体制の構築、ボランティアの啓発・普及等を行っている。

○主な取組内容

多様な担い手の連携促進

- 多様な担い手の活動促進のため、被災者支援コーディネート事業において、協働事例の検証をはじめ、行政・NPO・企業等の多様な主体が連携・協働して、各地域の課題に対応していくための体制づくりや、被災地が抱える課題・ニーズを把握・整理し、被災地内外のNPO等支援団体や企業CSR等とのマッチングなどを実施。
- 福島県浜通り等地域において、行政とNPO等多様な主体の連携・協働を促すためのきっかけづくり、つながりづくりを目的とした連続交流会を開催。(平成30年1月～12月)

NPO等への情報提供

- NPO等の活動を支援するため、平成24年以降毎年、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表。

- 県外自主避難者支援体制強化事業において、全国自治体が実施する定住・移住支援等の情報や、全国で避難者支援を行っているNPO等支援団体の活動・連携事例を収集・分析し、NPO等支援団体及び避難者に対して、一般公開サイト等により情報提供。

東日本大震災・避難者支援情報提供サイト

私たちは今ここに

一般公開サイト

(<https://jyoho-shien.reconstruction.go.jp/>)

ボランティア活動の促進

- ボランティア活動に携わってきた方々に被災地で引き続き活躍していただくとともに、新たにボランティアへの参加を検討している方々を後押しするため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。(平成24年度～平成30年度)

- 東日本大震災から10年 ボランティア、被災地との「絆」発信事業にて、ボランティア参加者や被災者の声をビデオレターの形で募集し当庁HPで公開。

平成30年度
「学生ボランティア促進キャンペーン」ポスター



○東日本大震災の復旧・復興におけるボランティア数

- ① 約156万人～
社会福祉協議会
災害ボランティアセン
ター経由で活動
- ② 約550万人～
資金提供団体(ボラサポ
等)から資金提供を受けて
活動
- ③ 数万人～
その他
(学生ボランティア、
企業個別の活動等)

被災地内

被災地外

後方支援(情報支援※、ファンドレイジング、本部運営 等)

④ 数万人～

※被災地の大量のボランティアニーズを整理しホームページに掲載

※被災地内外ともに、数値は発災時からの延べ数。推計を含む。

2 - 5 - 3 復興と男女共同参画

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することでよりよい復興につなげる。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針及び第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針と第5次男女共同参画基本計画

- 基本方針では、「第2期復興・創生期間の後については、多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画等のこれまでに得られた多様な視点を最大限生かしつつ、内外の経済環境等の変化も注視しながら、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていく」と記載。
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、第4次計画に引き続き「復興」に関する項目が設置（第8分野「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」）。なお、第6次男女共同参画基本計画（案）が令和7年中に閣議決定される予定。
- 防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、防災の現場における女性の参画拡大等、計画に基づいて実施。

事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となっていて行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、122事例（令和7年9月現在）をとりまとめ、ホームページで公表。

男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（全体統合版（第1版～第28版））



復興活動への男女共同参画の視pointsの浸透

- 被災3県の自治体を対象に「復興と男女共同参画に関する調査」を実施（平成28年度調査、令和2年度調査、令和7年度調査）。
- パネルディスカッション、シンポジウム、ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。
- WPSに関する国連加盟国ネットワーク東京会合（令和7年2月）で、女性の視点にも立った復興・防災に取り組んでいく旨を発信。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて①（概要）

- 「新しい東北」の創造に向け、企業・NPOなど民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、「人々の活動」（産業・生業の再生、コミュニティの形成）の復興に取り組んでいる。

「新しい東北」とは

- 震災以前から抱えていた人口減少などの課題について、復興支援をきっかけに被災地に関わった方々と被災自治体、住民などが、互いの強みや経験を活かして課題解決を目指す動きが生まれている。
- 復興庁では、こうした動きを促進することで、被災地で芽生えた取組が持続的で広がりのあるものとして根付き、魅力的で、にぎわいのある地域（「新しい東北」）となることを目指している。

主な活動

- 協議会を設置し、自治体・企業・NPOなど、官民の多様な主体による情報交換、交流の場として活用。ホームページを用いて会員の取組について情報発信。

「新しい東北」官民連携推進協議会（H25.12設立）：企業・NPO・大学・行政等の1,278団体（R7.3時点）

- 3県（岩手県、宮城県、福島県）での意見交換会、実践の場

- 協議会の会員団体等の活動情報を相互に共有することや、地域課題の解決に向けた多様な主体による協議・協働を生み出すことを目的として、意見交換会を開催
- 意見交換会の議論を通じて挙げた地域課題の解決に向けた取組（解決策）について、実践の場で発信・試行

▶ 令和6年度実践の場（3県の若者による招待状作成ワークショップ。）

※大阪関西万博100日前イベントで使用



- 「新しい東北」復興創生の星顕彰事業

- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰（平成28年度から実施）
- 令和6年度は10件を顕彰



【令和6年度受賞団体】

三陸鉄道 株式会社

震災で路線などに甚大な被害を受けるも震災から5日後に一部区間を復旧し、無料で運行。

2012年に「震災学習列車」の運行を開始し、社員や沿線住民がガイド役となり、震災からの復旧・復興の状況を伝える。

- 復興ノウハウ講演会

- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいた団体のほか、東日本大震災の被災地で復旧・復興に尽力した自治体、NPO団体、企業、被災地で活動する伝承団体・語り部、広報インストラクター等が登壇。
- 講演会では、被災3県で蓄積されてきた優良事例を紹介するとともに、参加者の構成に応じて、参加者同士で復興に関する課題やノウハウ・知見を情報交換し合える場となっている。

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて②（協議会の具体的な取組例）

- 東日本大震災の復興過程に係る取組・経験は、貴重な教訓・ノウハウを有しており、それらを全国へ展開するための講演会「復興ノウハウ講演会」を開催することにより、能登半島地震をはじめ、将来の大規模災害の復興において活用できるよう被災地内外に普及展開。
- ✓ 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいた団体のほか、東日本大震災の被災地で復旧・復興に尽力した自治体、NPO団体、企業、被災地で活動する伝承団体・語り部、広報インストラクター等が登壇。
- ✓ 講演会では、被災3県で蓄積されてきた優良事例を紹介するとともに、参加者の構成に応じて、参加者同士で復興に関する課題やノウハウ・知見を情報交換し合える場となっている。
- 「新しい東北」の創造に向けて取り組んでいる方を表彰することで、取組を広く情報発信するとともに、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成28年度から顕彰事業を実施。

<令和6年度選定結果>

三陸鉄道 株式会社（岩手県宮古市）	認定特定非営利活動法人 みちのくトレイルクラブ（宮城県名取市）
株式会社 雨風太陽（岩手県花巻市）	株式会社 牛屋（福島県葛尾村）
一般社団法人 SAVE IWATE（岩手県盛岡市）	ニューフロンティア 株式会社（福島県田村市）
株式会社 鐘崎（宮城県仙台市）	佐藤 亜紀（福島県大熊町）
特定非営利活動法人 浜わらす（宮城県気仙沼市）	株式会社 ライスレジン（福島県浪江町）

▼ 特設ページを設け、WEB記事・動画で受賞者の取組を紹介



2－5－4 「新しい東北」の創造に向けて③

- 東日本大震災の復興過程に係る取組・経験は貴重な教訓・ノウハウを有しており、将来の大規模災害の復興において活用できるよう普及展開していくことが重要。
- 震災の記憶と教訓に関する伝承活動に取り組んでいる団体に対し、伴走型の「語り部団体ハンズオン支援事業」を行うことにより、今後も継続的かつ主体的に自走していくことを目指す。

語り部団体ハンズオン支援事業概要

- 伝承活動に取り組む団体が、自らの活動（既存事業又は新規事業）を拡充・創出しながら、「地域内での協力体制」や「地域内外とのネットワーク」を構築しつつ自走的に活動していく力を増進できるよう、各団体のニーズに応じたハンズオン支援（伴走的な支援）を行う。
- 支援対象となった団体が、関連するノウハウを持つ有識者や先駆的な取組を進める他の団体と交流・意見交換等を行う場を設ける。

[想定される支援内容]

- ・ 取組みの進捗管理、課題解決に向けた助言
例：収支シミュレーションの実施
学生インターンの受け入れに係るノウハウの提供
- ・ 地域内外のネットワーク構築
例：県内の約10自治体との意見交換の場を提供
自治体の首長に対して活動内容を報告する機会の提供
- ・ 活用可能な支援制度（補助金を含む）の紹介や有識者の招へい
例：民間企業による助成金への申請支援
クラウドファンディングサイトの選定・契約に係る補助

令和7年度 支援対象団体一覧

団体名	取組概要
一般社団法人 ボランティア東北 ファミリア （宮城県本吉 郡南三陸町）	朗読劇形式の語り部活動を継続的に行うほか、取組を他の被災地を始めとした他地域などに広く展開できるよう、脚本作りのベース作業である被災者からの聞き取りノウハウの言語（マニュアル）化や、“朗読劇＋ワークショップ”をパッケージとしたプログラム作り、知名度向上やネットワーク強化に向けた SNS の効果的活用に対する支援等を行う。
社会福祉法人 南三陸町社会 福祉協議会 （宮城県本吉 郡南三陸町）	10年以上かけて延べ100万回以上被災者への個別訪問を行ったノウハウ・知見を広く語り継ぐために、その継続的实施に向けた人員等リソースの確保・配分の検討支援や、保健師をはじめとした町内の外部関係主体との情報交流・協力のあり方の具体化、社協の戸別訪問員に蓄積された支援ノウハウの資料化と訪問員の語り部スキルの向上に向けた研修等を行う。

企業連携グループ

被災地の産業復興を後押しするため、民間企業等の取組を次の事業により支援している。

- 【新ハンズオン支援事業】
 - 被災地域における販路の拡大等の経営課題を抱える事業者等に対して、グループ支援・個社支援を実施。
- 【地域復興マッチング「結の場」】
 - 被災地域企業と支援提案企業とのマッチングを目的とした対話の場を提供。
- 【「産業復興事例集」「支援ポイント集」】
 - 被災地での取組のモデルケースや事業で培ったノウハウ・知見等の普及展開に向けた取組を実施。

新ハンズオン支援事業

【グループ支援】

被災地における共通の課題の解決に取り組む事業者グループに対して、民間企業出身の復興庁職員の知見を活用しつつ、外部の専門家を含む復興庁支援チームによる支援を実施。

＜実績＞

令和3年度：4件（24社）
令和4年度：3件（8社）
令和5年度：3件（118社）
令和6年度：4件（20社）



▲「鮑＝大船渡」の地域ブランディング支援（岩手県大船渡市）



▲水だご加工会社へのブランド構築、人材育成支援（宮城県石巻市）

地域復興マッチング「結の場」

被災地域企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、支援提案企業が自らの経営資源（技術・情報・販路等）を幅広く提供しながら、マッチングを目的とした対話の場を提供。

被災地域企業



ファシリテーター（復興庁等）

支援提案企業

＜実績＞

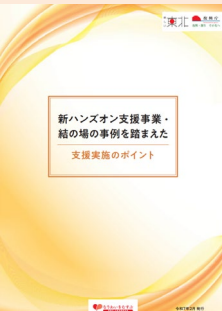
令和4年度より3県合同のオンライン開催にて実施し、これまでに延べ43回開催。岩手・宮城は沿岸部、福島は県内全域の水産加工および食料品製造業を中心に支援を実施。

令和3年度：155件
令和4年度：167件
令和5年度：141件
令和6年度：120件

「産業復興事例集」「支援ポイント集」

平成24年度～令和5年度にかけて、「産業復興事例集」を作成し、冊子及びHP上で発信。

令和6年度は、これまでの新ハンズオン支援事業や地域復興マッチング「結の場」の成果を追って、「新ハンズオン支援事業・結の場の事例を踏まえた支援実施のポイント」を作成し、冊子及びHP上で発信。



2 - 6 - 1 福島復興に向けた取組①（復興施策体系）

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行][平成25年5月10日改正]
[平成27年5月7日改正][平成29年5月19日改正]
[令和2年6月12日改正][令和4年5月27日改正]
[令和5年6月9日改正]

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定][平成29年6月30日改定]
[令和3年3月26日改定][令和4年8月26日改定]
[令和5年7月28日改定]

福島復興再生計画 [令和3年4月9日認定]

同提言の具体的な部分を継承

福島12市町村の将来像有識者検討会提言

[平成27年7月30日策定][令和3年3月8日改定]

特定復興再生拠点区域復興再生計画

被災者支援(子ども被災者支援法基本方針)

[平成25年10月11日閣議決定、平成27年8月25日改定]

風評被害対策(風評対策強化指針)

[平成26年6月23日策定][タスクフォースの開催ごとに追補改訂]

福島県全体

- 福島復興再生特別措置法
 - 福島復興再生基本方針
 - 福島復興再生計画
 - 福島12市町村の将来像有識者検討会提言
 - 特定復興再生拠点区域復興再生計画
- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進することを目的
 - 法の基本理念に則り、福島復興再生基本方針の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
 - 基本方針に即して、原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画
(従来の「避難解除等区域復興再生計画」、「産業復興再生計画」及び「重点推進計画」を統合)

福島12市町村

- 有識者検討会において、30～40年後の姿を提言としてとりまとめ

帰還困難区域内

- 基本方針に即して、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す計画

広域

- 子ども被災者支援法に基づき、支援施策の推進に関する基本的方向や支援対象地域を定めるとともに、各種の支援施策を取りまとめ

全国

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

2-6-1 福島復興に向けた取組②

(福島再生加速化交付金の概要) 【令和8年度概算要求額606億円(令和7年度当初予算額599億円)】

事業概要・目的

- 福島の復興・再生に向けた課題を 第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を支援。

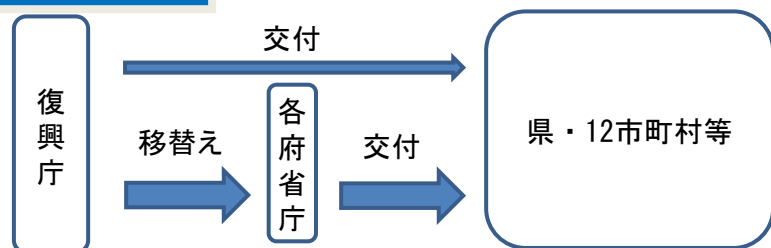
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日) (抄)

それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を行う。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

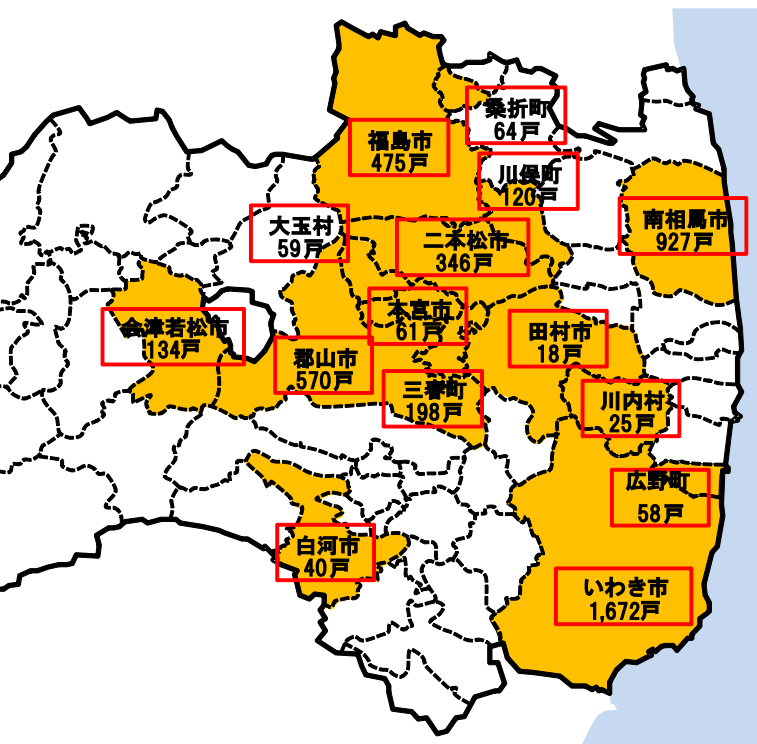
- 対象区域
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備(災害公営住宅、市街地の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等) ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の家賃低廉化等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等) ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援

2-6-1 福島復興に向けた取組③（長期避難者への生活支援）

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、災害公営住宅の整備を中心に、関連して必要となるインフラ整備やソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 計画戸数4,890戸のうち2018年度末までに4,767戸が完成し、残りの123戸については、2023年に、福島県において、整備済戸数で入居需要を充足できる見込みであることから、整備完了とすることを決定。（用途変更、譲渡により18戸減少し、2025年6月現在4749戸供用中）

■長期避難者向け災害公営住宅の整備状況



事業実施主体	完成戸数
福島県	4,389戸
市町村	378戸
合 計	4,767戸

■福島再生加速化交付金による主な支援

○生活拠点事業



県営災害公営住宅「日和田団地」

- ・ 長期避難者向けの災害公営住宅の整備
- ・ 同住宅における家賃の低廉化等

○関連基盤整備等事業



コミュニティ交流員の配置
（入居者交流会の様子）

- ・ 被災者生活支援事業（コミュニティ交流員の配置等）
- ・ 道路事業（アクセス道路の拡幅、交差点改良等）

等

子ども元気復活交付金 （福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））

事業概要・目的

- 原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした避難が続いており、人口の流出による地域活力の低下が懸念されている。
- 子育て世帯の帰還・定住に向けては、子どもたちが運動する機会の確保など、地域において子どもが育つ環境の整備が必要な状況にある。
- そのため、子どもの運動機会の確保のための施設整備や公的な賃貸住宅の整備等を緊急的に支援することにより、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する。

資金の流れ



期待される効果

- 避難している子育て世帯の帰還を支援するため、子どもの運動施設の整備や住宅の供給を行うことにより、事業対象地域における帰還・定住環境の整備が進み、地域の活性化、さらにはその復興・再生が加速することが期待される。

事業イメージ・具体例

（１）対象区域

原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

（２）事業メニュー

①基幹事業

【運動機会の確保に係る事業】

- ・遊具の更新
- ・地域スポーツ施設、水泳プール等の整備
- ・都市公園における施設整備

【住環境の整備のための事業】

- ・公的な賃貸住宅（子育て定住支援賃貸住宅）の建設、家賃の低廉化

②効果促進事業

基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策等の事業（基幹事業の25%を上限とする）

- ・子どもの運動や遊びの支援（プレイリーダー養成等）
- ・子育て定住支援賃貸住宅の駐車場整備 等

（３）交付率

運動機会の確保に係る事業	1/2
子育て定住支援賃貸住宅の建設	2/3
子育て定住支援賃貸住宅の家賃の低廉化	45/100
効果促進事業	1/2

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり

地域情報発信交付金

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

目的・事業概要

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁

各市町村
県

事業イメージ

（１）対象自治体

福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県

（２）事業メニュー

A 地域の魅力向上・発信事業

①【情報発信事業】

- i) 風評動向調査、ii) 体験等企画実施、
- iii) 情報発信コンテンツ作成、iv) ポータルサイト構築

②【人材活用事業】

- i) 企画立案のための外部人材の活用、
- ii) 地域の語り部の育成

B 関連施設の改修

地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修

（３）交付率 1/2※

※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
（別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり）

福島再生加速化交付金 （既存ストック活用まちづくり支援）

事業概要・目的

- 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家等の既存ストックを有効かつ適切に活用する場合に必要な取組を支援する。

資金の流れ



※一部事業メニューについては復興拠点6町村のみが対象

期待される効果

- 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に加えて、多様な人材が既存ストックの利活用による賑わい・魅力の創出について検討・協議する場の立上げ、試行実証等を支援する。
これにより、官民連携による既存ストック活用のエリアマネジメントの自立・自走を促進し、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速させることが期待できる。

事業イメージ・具体例

（１）対象地域・団体

事業	対象地域・交付団体	事業実施主体
① ②	・被災12市町村	・被災12市町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人
③ ④	・復興拠点6町村	・復興拠点6町村 ・帰還・移住等環境整備推進法人 ・プラットフォームを構成する者(④のみ)

（２）対象費用

- ① 建物状況調査（インスペクション）に要する費用
- ② 既存ストックの有効活用による公的施設の整備に要する費用
- ③ 官民連携プラットフォームの構築・運営及び官民連携プラットフォームにおける既存ストック活用方策の検討に要する費用
- ④ プラットフォームの検討に基づく社会実験に要する費用

（３）補助率

- ① 定額（上限15万円／件）
- ② 3／4
- ③ 定額（上限2,000万円）
- ④ 3／4（1事業あたり1年間に限る。）

※③④はR4年度からの新規事業

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

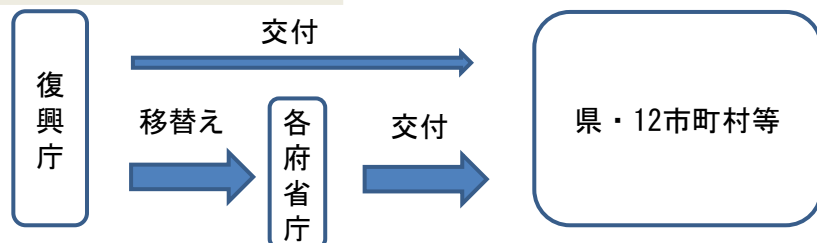
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

※ 別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

2-6-1 福島復興に向けた取組⑧

(福島生活環境整備・帰還再生加速事業の概要・事業例)

【令和8年度概算要求額 52億円】
【令和7年度当初予算額 52億円】

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

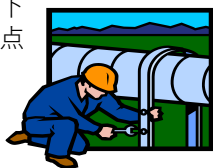
※ 対象区域: 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

- ・ 公共施設の点検
避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



- ・ 公共施設の清掃
児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



- ・ 公共施設の修繕
避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

- ・ 村内医療体制の拡充
医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

- ・ 市外避難者への情報提供
市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンポジウムであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等

★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

- ・ 除草
火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



- ・ 防犯パトロール、防犯カメラ
避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援 ・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

2-6-1 福島復興に向けた取組⑨（中間貯蔵施設について）

1 中間貯蔵施設とは

○中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、**安全かつ集中的に管理・保管するための施設。**

○中間貯蔵施設区域は、大熊町(1,100ha)、双葉町(500ha)にまたがる**約1,600ha**(面積は渋谷区とほぼ同じ。)



2 事業の進捗状況

(1) 用地取得状況

○2025年8月末までに契約済みの面積は全体の約8割(1,314ha)。

(2) 輸送状況

○2015年3月から累計で約1,413万m³の除去土壌等(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設へ搬入(2025年8月末時点)

(3) 施設整備状況

○2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。



受入・分別施設 外観(大熊町)



↑中間貯蔵施設情報サイト:環境省
(<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>)
を参考に復興庁にて作成

3 2025年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2025年3月18日公表)

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう、事業を実施する。
- 特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑩

(中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置)

【平成26年度補正予算 1,000億円】

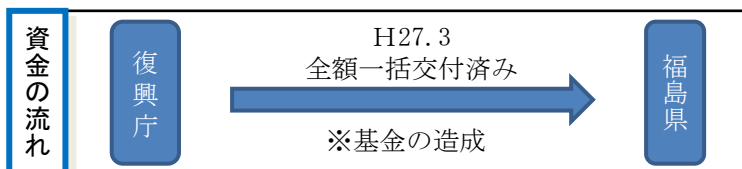
総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 【環境省】

- ・850億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。残りの650億円は県に交付。
- ・850億円の内訳は、大熊町461億円、双葉町389億円(※)。
- ※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円 【復興庁】

- ・全額を県が造成する基金に交付。



○福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円 【経済産業省】

- ・今回の措置による増額分510億円。
(17億円×30年間)
- ・増額分は全て県に交付。

事業内容

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業(12市町村を対象)

- ・避難地域復興拠点推進事業(道の駅「までい館」の用地取得・造成、「笑ふるタウンならは」の分譲団地の用地取得・造成、「富岡町ふたば医療センター」の用地取得・造成 等)

2. 原子力災害からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

福島の復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るために実施する事業(県全域を対象)

- ・県内ロボット関連企業の育成・支援、ロボット技術研究開発
- ・介護支援ロボットを導入する施設への補助
- ・住宅用太陽光設備の設置に係る初期投資費用への一部補助 等

3. 原発事故による風評被害対策事業

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策のために実施する事業(県全域を対象)

- ・県外の学校が、県内の教育旅行で活動する際のバス経費の一部補助
- ・小・中学校等の児童生徒等が行う自然体験・交流活動への補助 等

4. その他

1～3に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進める事業(県全域を対象)

- ・応急仮設住宅等から退去し、避難指示解除された地域に帰還した世帯へ移転費用の補助事業を実施する市町村への支援
- ・12市町村農業者の生活再建を図るため、12市町村外の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援
- ・常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業 等

2 - 6 - 1 福島復興に向けた取組⑪（福島相双復興官民合同チーム）

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢263人（このうち国の職員は42人。2025年7月1日時点。）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約6,000の商工業者及び約2,800の農業者を個別訪問する（2025年7月末時点）など、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長
(相双機構理事長)

体 制

北村 清士（株式会社東邦銀行 顧問）

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福島県

原子力災害対策本部

(独)中小企業
基盤整備機構

2-6-1 福島復興に向けた取組⑫（福島イノベーション・コースト構想）

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 本構想においては、例えば廃炉作業のためのロボット技術等が他の課題解決にも活用され、育成された専門人材が新技術・新産業の牽引役となり、地域の復興を支えることを企図している。加えて、地域のエネルギーや農林水産業等のプロジェクトを苗床として、新たな研究・産業拠点を整備し、将来的な新技術や新産業の創出に繋げていく。
- 2019年12月、福島イノベーション・コースト構想推進分科会の議論を踏まえて、復興庁・経産省・福島県の3者で「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下、「青写真」）をとりまとめ、構想を具体化。

取組の3つの柱

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

具体的取組

①産業集積

- ・ビジネス創出支援
- ・技術開発・実用化支援 等

②教育・人材育成

- ・イノベ構想と連動したキャリア教育
- ・トップリーダー育成 等

③交流人口の拡大

- ・地域と連携した新たな魅力創造等
- による来訪者の促進 等

④情報発信

- 「東日本大震災・原子力災害伝承館」を起点とする情報発信 等

重点6分野

廃炉

国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楢葉町、富岡町、大熊町）



楢葉遠隔技術開発センター

エネルギー・環境・リサイクル

先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町） ※R7年4月にF-REIに統合



農林水産業

ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



医療関連

技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



福島医療機器開発支援センター（郡山市）

航空宇宙

次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

2-6-1 福島復興に向けた取組⑬

(福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真の改定)

2025年6月、福島イノベーション・コースト構想推進分科会の議論を踏まえ、復興庁・経産省・福島県の3者で「青写真」を改定。

改定の意義

- イノベ構想のこれまでの取組により、企業進出やそれに伴う雇用創出など一定の成果が出ているものの、浜通り地域等において、いまだ、イノベ構想を身近に感じられないとの声も引き続き存在。裾野の広いサプライチェーンを含む産業集積の構築などを通じた**イノベ構想の実現に至るにはなお途上**。
- これらを踏まえ、今般「青写真」を改定し、浜通り地域等がそれぞれの地域の強みを活かしながら**あらゆるチャレンジを可能にする実証の聖地**となることにより、産業集積の構築の具体化を進めるとともに**暮らしを支えるイノベーションの創出**を促進する。これにより、浜通り地域等におけるイノベ構想の定着も図る。
- 国・福島県および関係機関が**地元自治体としっかりと連携して一体となって**、浜通り地域等の創造的復興を成し遂げるという固い決意と覚悟の下、総力を挙げて、**イノベ構想の実現に向けた取組を戦略的かつ徹底的に進める**ことで、福島復興をさらに加速させていく。

改定のポイント

- ① 重点6分野における企業の戦略と地域の強みがマッチングする形で、**産業集積を形成**した上で、地元企業を含めた**面的なサプライチェーンの構築**も進めることによって、**産業集積の効果を広域に波及**させ、「地域の稼ぎ」を創出。**(地域の稼ぎ)**
- ② 地域企業は、地域コミュニティの一員として、地域に密着した**社会課題の解決に資するイノベーション**を創出し、地域住民の**暮らしやすさの実感を向上**。**(日々の暮らし)**
- ③ これらの活動を支える**新たな活力の呼び込み**を進めるとともに、**次世代を担う人材育成**を強化。**(担い手の拡大)**
- ④ 進出企業、地元企業、研究機関、国・県・地元自治体等を中心とした**共創的コミュニティの構築を促進**し、それが**プラットフォーム**となって、①～③が**相乗効果を発揮することにより、創造的復興を目指す**。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑭（福島国際研究教育機構の概要）

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。



＜機構及び仮事務所の立地＞

円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

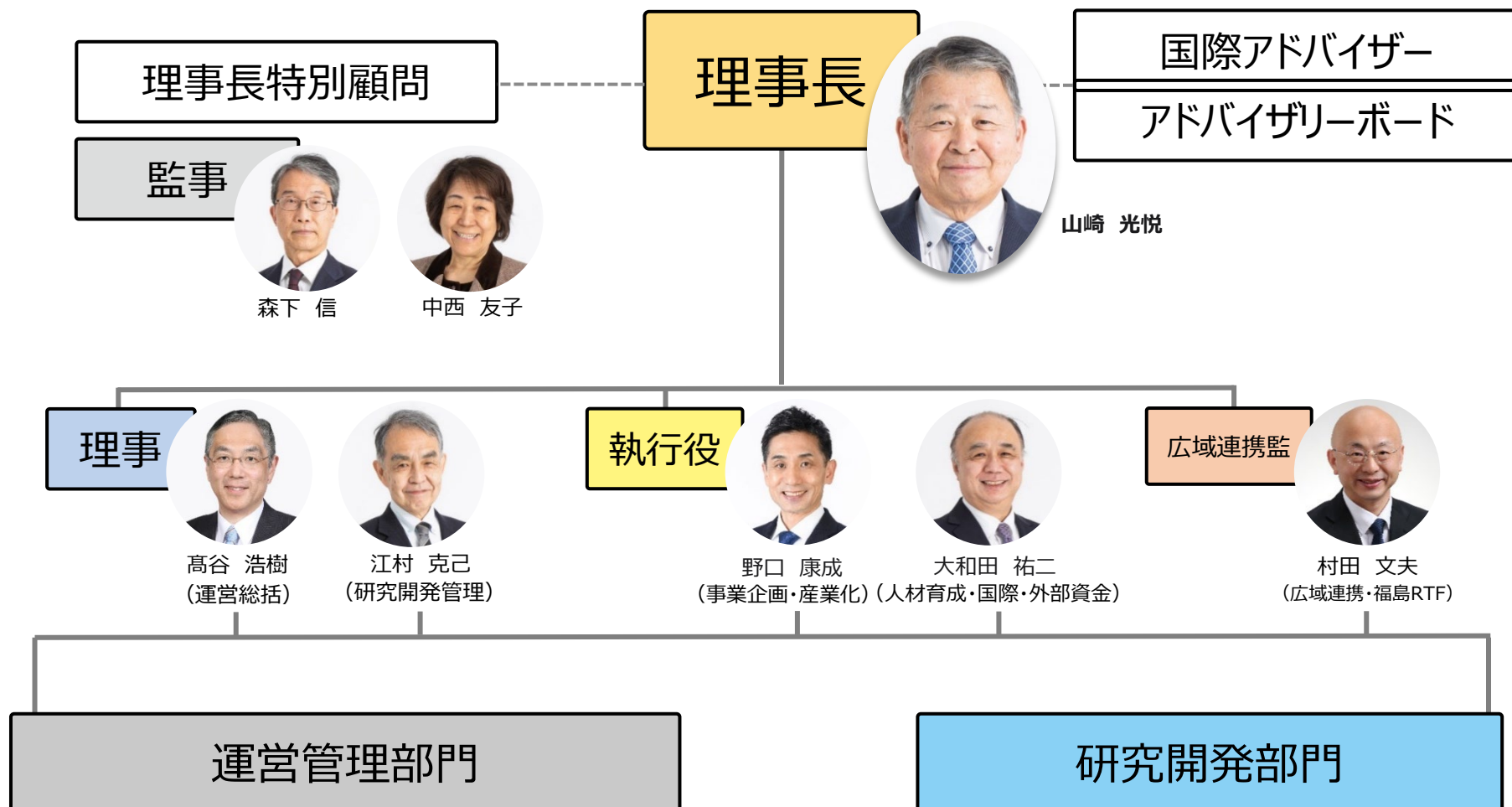
本部：ふれあいセンターなみえ内

本施設：浪江町川添地区

福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ

- ・機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- ・浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信

2-6-1 福島復興に向けた取組⑮（福島国際研究教育機構の役員等体制図）



2-6-1 福島復興に向けた取組⑯（研究開発について）

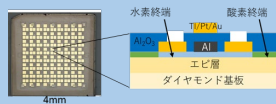
F-REIは、日本や世界の抱える課題、地域の現状等を勘案し、その実施において福島の優位性を発揮できる5分野を基本として取り組む。

【①ロボット】

過酷環境で活用が見込まれるロボット・ドローン技術や廃炉作業に対応するロボットの高度な遠隔操作技術の開発など



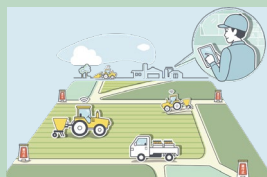
リアルハプティクス
(触覚) 技術



耐放射線半導体の開発

【②農林水産業】

人手不足に対応した農機の自動運転技術の開発、ICT等を活用した鳥獣害対策技術の開発など



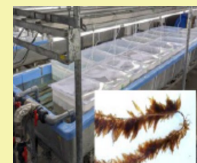
農機の自動運転



土壌改良に関する研究

【③エネルギー】

大気中のCO₂を海洋で吸収・固定する海藻類の利活用を進めるための大規模かつ安定的な生産が可能な養殖技術の開発、水素の地産地消に向けた技術開発など



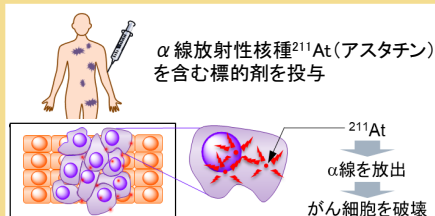
海藻類の養殖
(イメージ)



水素エネルギーネットワーク
(イメージ)

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

放射性同位体 (RI) を用いて植物内の栄養素等の動きを可視化し、農作物の生産性向上などに資する放射線イメージング技術の開発、医療用RIをはじめとしたRIの安定的かつ効率的な製造技術の開発など



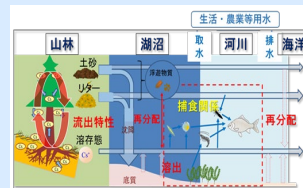
RIを利用したがん治療



RIを利用した植物イメージング
(イメージ)

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

環境中の放射性物質がどう長期的に移行するか、データ観測等によるメカニズムを解明するとともに林産物や淡水魚等への放射性物質の移行を抑えることにより環境回復を図る手法の開発、「福島の経験」から得たデータや知見の集積及び分析、それを踏まえた発信など

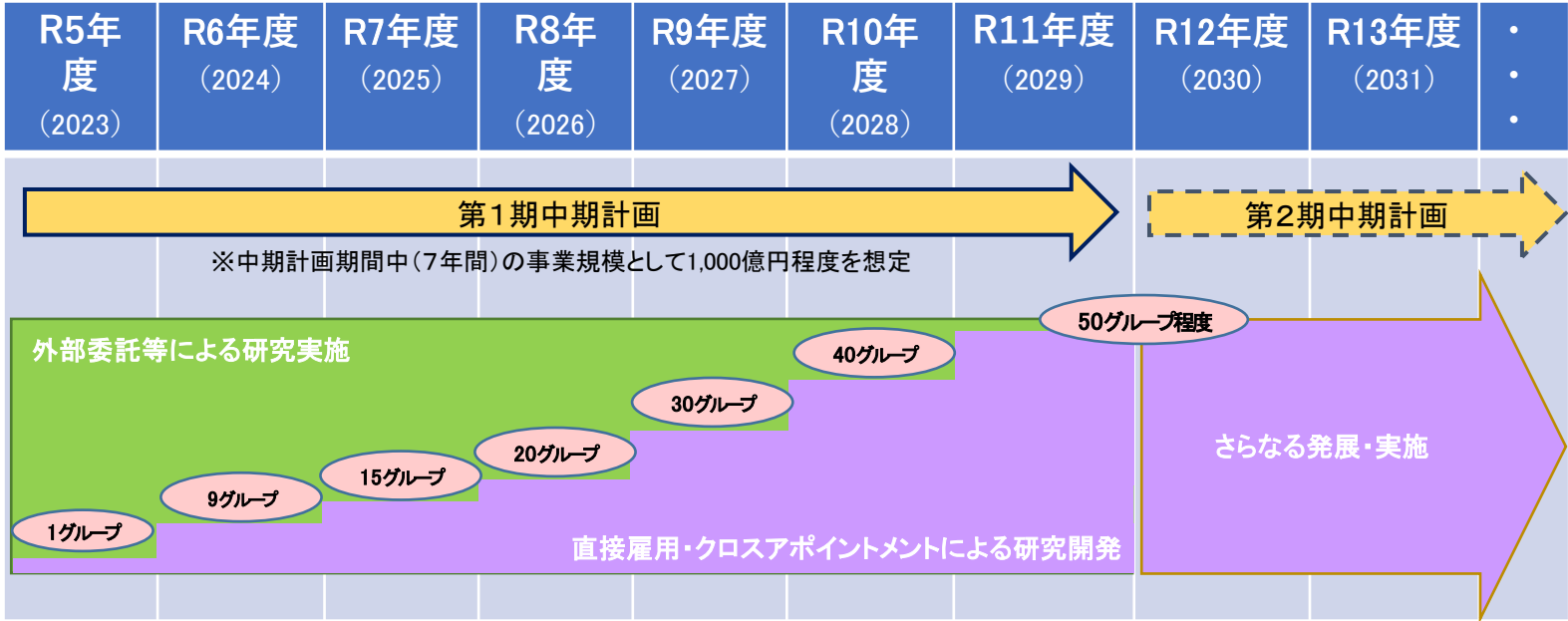


森林・河川・湖沼における
放射性物質の動態モデル



原子力災害データ等の集積・発信

＜研究実施体制＞



【今後の取組】



- ・外部委託等による研究開発について、その進捗状況及び成果を踏まえて統廃合しつつ、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行予定。
- ・クロスアポイントメントを積極的に活用しつつ、国内外の優秀な研究者をユニットリーダーとして選考又は公募により採用。
(現行の委託研究とは別テーマの研究も開始。)

2-6-1 福島復興に向けた取組⑱（産業化・人材育成・司令塔について）

産業化の取組

●F-REI座談会

地元経営者等からF-REIに対する多様なニーズ等を聞き取るほか、市町村長等との直接対話を通じ、地域の産業構造や課題を把握。

R5年度中に、浜通り地域等**15市町村すべて**で開催。

R6年度は**中通り、会津地域**では4回、**浜通り地域等**ではテーマ別で2回開催。（テーマ：ロボット・ドローン、農林水産業）

R7年度は**浜通り地域等**において、エネルギーをテーマに1回開催。今後も、同地域においてロボットや農林水産業をテーマとして開催を予定しているほか、**中通り、会津地域**でも実施予定。

●産学官連携イベントの開催

●企業が多く集まるイベントでのブース出展



人材育成の取組

●F-REIトップセミナー

開催実績：会津大学/会津学鳳中学校・高校/
安積高校/磐城高校/小高産業技術高校/
相馬高校/原町高校/東日本国際大学/
福島大学/福島工業高等専門学校/
ふたば未来学園高校 等



●出前授業

開催実績：会津学鳳高校/安積高校/安積黎明高校/
磐城高校/小高産業技術高校/相馬高校/
日本大学東北高等学校/原町高校 等



●F-REIサイエンスラボ

●連携大学院制度（東北大学）

を継続して実施するほか、

令和7年度より新たに、高校・大学生を対象に、将来の研究者となるための研究体験を行う機会として、サマースクールを実施する。

研究・施設統合

環境動態研究関係

次の施設における放射性物質の環境動態研究に係る部分についてF-REIに統合。

- ① 量子科学技術研究開発機構（QST）放射線医学研究所福島再生支援研究部福島研究分室、いわき出張所→R5年4月1日 F-REIに統合
- ② 日本原子力研究開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同センター（CLADS）
- ③ 国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点

R6年7月8日に環境創造センターにおける連携協力に関する基本協定を締結
R7年4月1日 三春町に所在する環境動態研究部分をF-REIに統合

福島ロボットテストフィールド関係

ロボット分野における研究開発成果の産業化のための実証等をより効果的・効率的に行えるようにする観点から、福島県が設置した**福島ロボットテストフィールド（RTF）をF-REIに統合**。



R6年6月14日に福島県と基本合意書を締結
R7年4月1日 福島ロボットテストフィールドをF-REIに統合

(ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ(概要))

考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

施策(概要)

1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

(1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開

- ・ ALPS処理水の安全性等に関し、詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすいコンテンツを作成、発信
- ・ トリチウムに関するモニタリング結果を発信
- ・ ALPS処理水の海洋放出と食品の安全性について、大臣のメッセージを動画により多言語で配信 等

(2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備

- ・ 関心や理解の度合いに応じて、インターネット、SNS等を含む多様なメディアを活用するとともに、広く関心を惹起するため、インフルエンサーを活用
- ・ テレビやラジオのCMや広告に加え、ウェブ上でのプッシュ型広告を活用
- ・ 科学的根拠に基づくわかりやすいウェブサイトの新設、バナー広告を展開 等

(3) 消費者等の安心につながる取組の展開

- ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
- ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
- ・ 放射線専門家や料理人等を起用
- ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を実施 等

(4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化

- ・ 放射線副読本を活用した出前授業やワークショップ、教職員研修を実施
- ・ ホープツーリズムを推進するため、関係者を対象とした視察の実施 等

(5) 政府一体となった施策実施体制の構築

- ・ 本タスクフォースの参加のもとで開催された広報の専門家等からなる有識者会議での提案・助言を参考に、情報発信等が更に効果的なものとなるよう検討 等

2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

(1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援

- ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討、実施 等

(2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施

(3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

(1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応

- ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
- ・ 海外紙において広告記事を掲載し、インターネット広告を実施
- ・ 日本政府観光局(JNTO)グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等

(2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい

- ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
- ・ 報道関係者の現地視察やオンラインブリーフを実施 等

(3) 国際機関との緊密な協力

- ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関(IAEA、OECD/NEA)と緊密に協力した情報発信

(4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明

- ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等

(5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用

- ・ G7サミット及び関係閣僚会合の機会を活用して、食品の安全性やALPS処理水の処分等について情報発信 等

4 国内外の状況を継続的に把握し、臨機応変に発信

(1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握

- ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内外の消費者を対象に実施したインターネット調査結果等を踏まえた情報発信

(2) 風評影響の把握

- ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
- ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態を調査・分析

(3) 風評構造の分析

- ・ 広報の専門家等からなる有識者会議(前掲)での有識者の意見を参考に新たな施策を検討、実施 等

1. この1年の取組状況

- 昨年に関係閣僚等会議において確認した「今後の対策の方向性」を踏まえ、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施してきた。
- 具体的には、水産業支援に万全を期すべく措置した令和6年度補正予算等を活用し、国内加工体制強化・販路開拓支援や漁業者がなりわい継続するための支援を実施した。また、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施した。中国との間では、当局間の協議を重ね、中国は日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を順次再開することになった。

2. 現状の評価

- ALPS処理水の海洋放出は、これまでのモニタリングの結果やIAEAからの評価も含め、引き続き、安全に実施されている。
- 一部の国・地域による輸入規制措置による影響を除き、魚価の大幅低下などの大きな風評影響が生じているという声は聞かれていない。また、輸入規制強化等による影響の大きかったホタテについて、輸出先の多角化等により価格が上向いているとの声も出ている。
- 一方で、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置は継続しており、撤廃を求めていく必要がある。中国については、中国側における輸出関連施設の再登録に関する手続きが開始され、日本産水産物の対中輸出が順次再開されることになっており、引き続き今後の進捗を注視するとともに、残る10都県産水産物の輸入規制の撤廃等を中国側に求めていく必要がある。
- さらに、長期にわたるALPS処理水の放出による漁業の将来への不安・懸念を払拭するため、引き続き、対策を実施する必要がある。

3. 今後の対策の方向性

- これまでの関係閣僚等会議において確認した「政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはない。①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を、引き続き、実施する。
- 以下の取組を引き続き実施する。
- 安全確保に万全を期し、IAEAの評価も含め、国内外に向けて科学的根拠に基づき、透明性高くわかりやすい情報発信に努めていく。
- 一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置について、あらゆる機会をとらえて即時撤廃を強く求めていく。
- IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングは、IAEAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から実施することに一致しており、日本政府としては、追加的モニタリングが着実に実施されるよう、引き続きIAEAに協力していく。
- 日本産水産物については、中国による日本の一部地域の水産物の輸入再開等による影響も踏まえつつ、三陸・常磐ものの魅力発信を含む国内消費拡大支援等の必要な対策を実施する。
- 我が国漁業のなりわい、事業を活力ある形で、子や孫の世代まで持続的に引き継いでいけるよう、基金の執行状況を踏まえつつ、ALPS処理水放出の影響を受ける漁業者を取り巻く状況等に応じた国内生産持続のために必要な対策を引き続き実施する。

(参考) この1年の主な取組 (ポイント)

① 安全確保／国内外への説明・情報発信

- 国と東京電力が実施する安全確保の取組について、令和6年12月、令和7年5月にIAEAによるレビューを実施。令和7年3月公表の第3回目の報告書では、引き続き「関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかった」ことが明記され、海洋放出が安全に行われていることを確認。
- 原子力規制委員会は海洋放出が適切になされていることを確認。東京電力には、緊張感を持った対応を引き続き求めた。
- 国・東京電力等がモニタリングを実施し、海洋放出が安全に行われていることを確認し、国内外に対して透明性高く情報発信。
- ALPS処理水の放出の安全性等について、新聞広告やWEB広告等の様々な媒体を活用し、国内外へ情報発信を継続。
- IAEAの枠組みの下でIAEA関係者及び第三国分析機関の専門家による追加的モニタリングをこれまで4回実施。こうした中、日中当局間の技術協議を重ねてきた結果、中国政府は、令和7年6月、日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出。

② 風評影響対応／なりわい継続支援

- 被災地の水産業支援を実施。また、全国の漁業者のなりわい継続支援のための500億円の基金について、令和6年度補正予算において113億円追加措置し、全国の漁業者への支援を実施。
- 全国のコンビニエンスストア等と連携した「三陸常磐食べようフェア」の開催等、三陸・常磐ものの販促イベントを実施。また、1,300者超が参加する三陸・常磐もののネットワークの会員企業等により、「三陸・常磐ウィークス（第4弾）」にて、約42万食の弁当・社食等が提供。
- 加工・流通・小売事業者等に対し、ALPS処理水の安全対策や風評対策に関する情報提供を継続的に実施。
- 浜通り地域における来訪者向けのポイント還元キャンペーンやブルーツーリズム推進支援事業等による観光需要創出の実施。
- 「水産業を守る」政策パッケージ等による対応として、日本産水産物の商談イベント等による国内外の販路開拓や、国内加工体制強化への支援等を実施。また、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう東京電力を指導。

③ 将来技術等

- 汚染水発生量抑制に向けた取組を継続し、2024年度の汚染水発生量を約70m³/日まで低減。
- トリチウム分離技術について、東京電力においてフィージビリティスタディ等を通じた実用化に向けた検討を進めるとともに、国としても文献調査を通じて国内外の技術動向を注視。

1. 需要対策支援（基金（R3補正300億円） + R5予備費（101億円+55億円） + R5補正（71億円） + R6補正（120億円））

- 風評影響を受けた**水産物の一時的な買取り・保管や販路拡大**等を支援（予備費と補正はホタテ・ナマコのみ）。
- 以下のとおり交付決定を実施。引き続き、申請受付中。
 - ・ 買取保管79件
 - ・ 販路拡大62件（学校給食型30件、社食型1件、創意工夫型17件、EC型14件）
 - ・ 出荷調整21件
- また、販路開拓支援等に向け、JETRO・JFOODOを通じ国内外約290件の商談イベント等を開催。

2. 漁業者の事業継続支援（基金（R4補正500億円+R6補正113億円））

- 持続可能な漁業継続を実現するため、新たな魚種・漁場開拓等に係る漁具等の必要経費の支援、省燃油活動等を通じた燃油コスト削減に向けた取組に対しての支援等を実施。
- 第1期（1～4次）申請で**389件**、第2期第1次申請で**340件の交付決定を実施**。引き続き申請受付中。

3. 国内加工体制の強化（R5予備費（51億円） + R5補正（18億円） + R6補正（15億円））

- 中国の禁輸措置により影響を受けたホタテ等の加工プロセスの国産化に向けて、機器導入と人材活用を支援するとともに、輸出拠点となる加工工場建設を支援（加工工場建設支援についてはR5補正のみ）。
- R5補正では、機器導入については**43件**、人材活用については**10件**の交付決定を実施。加工工場建設については、**2件の交付決定を実施**。
- R6補正では、機器導入については**13件の交付決定を実施**。引き続き申請受付中。

2-6-1 福島復興に向けた取組②

(ALPS処理水の海洋放出以降の「水産業を守る」政策パッケージ)

(参考)「水産業を守る」政策パッケージ
総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

令和5年9月4日
農林水産省、経済産業省、
復興庁、外務省

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設(3、4①②)する。
- 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開(ふるさと納税の活用等)
- ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援(300億円基金の活用)
- ③国内生産持続対策(相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援)(300億円基金、500億円基金の活用等)等

2. 風評影響に対する内外での対応

- ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
- ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化
- ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

3. 輸出先の転換対策

- ①輸出減が顕著な品目(はたて等)の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
- ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等

4. 国内加工体制の強化対策

- ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】
- ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援(既存予算の活用)

5. 迅速かつ丁寧な賠償

一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

(注) 今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。

2-6-1 福島復興に向けた取組②③ (直近のIAEAによる取組 (レビュー・モニタリング等))

1. レビュー

- 海洋放出開始後もALPS処理水の取扱いに関する安全性を確認するために、IAEAレビューを実施。(第3回：令和6年12月、第4回：令和7年5月)
- IAEAにより、令和7年3月に海洋放出開始後第3回のレビューミッションに関する報告書が公表。引き続き「関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかった」ことが明記され、海洋放出が安全に行われていることが確認された。

2. モニタリング

- (1) IAEAによるモニタリング実施
 - 海域環境モニタリングに係る分析機関間比較や、海洋環境中の海水等やALPS処理水に係るモニタリングの裏付け分析に向けたサンプル採取を実施。(令和6年10月・令和7年7月)
- (2) 報告書の公表
 - 海洋サンプル中の放射性核種の分析に参加した日本の分析機関及び東京電力が、高い能力を有していると評価する等の報告書を公表。(令和6年12月・令和7年3月)

3. 追加的モニタリング

- 令和6年9月、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEAとの間で、**IAEAの枠組みの下でのモニタリングの拡充に合意**。
- 10月以降、**追加的モニタリングをこれまで4回実施**。
 - 令和6年10月：第三国分析機関（韓国、スイス、中国）による海水の採取。(令和7年6月、IAEAから報告書公表。)
 - 令和7年2月：第三国分析機関（韓国、スイス、中国、フランス）による試料（海水、魚、希釈前のALPS処理水）の採取。
 - 令和7年4月：第三国分析機関（韓国、スイス、中国、ロシア）による海洋放出前における海水による希釈をした後のALPS処理水の採取。
 - 令和7年6月：第三国分析機関（韓国、スイス、中国、ベルギー、ロシア）による海水による希釈をする前のALPS処理水の採取。

(参考) ALPS処理水の海洋放出と中国による日本産水産物の輸入規制

◆ 「日中間の共有された認識」の発表と追加的モニタリングの実施

- 令和6年9月、日中両政府は、ALPS処理水の海洋放出と中国による日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表。中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、科学的証拠に基づき、規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。
- 令和6年10月、令和7年2月、4月、6月にIAEAの枠組みの下での追加的モニタリングが実施され、中国を含む参加国の分析機関が参加。中国政府からは、これまで分析が完了したものについて、結果が全て正常であった旨発表されている。
令和6年11月の日中首脳会談で、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制に関する発表を両国できちんと実施していくことを確認。石破総理大臣から、中国による日本産水産物の輸入回復を早期に実現するよう要請。

◆ 日本産水産物の対中輸出再開

- 令和7年3月の第6回日中ハイレベル経済対話で、両政府は、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを引き続き実施していくことを確認し、分析結果に異常がないことを前提に、日本産水産物の輸入再開に向けて関連の協議を推進していくことで一致。
- 令和7年3月、4月、5月に日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項についての日中当局間協議を開催。第4回技術協議で日中双方は、日本産水産物の対中輸出再開に必要な技術的要件について合意。
- 令和7年6月29日、中国政府は、日本の一部地域（37道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出。これにより、日本の輸出関連施設の再登録の手続が開始され、対中輸出が順次再開されることになった。7月11日には、一部輸出関連施設の再登録が完了。
- 政府としては、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を引き続き中国側に強く求めていく。

2 - 6 - 2 個別課題への対応（賠償①）

賠償総額：約11兆5,939億円(2025年8月29日時点)

（ 仮払い： 約1,556億円
本賠償： 約11兆4,382億円 ）

2025年8月29日現在

	個人	個人(自主的避難 等に係る損害)	法人・個人 事業主など ※2
ご請求について			
ご請求書受付件数(延べ件数)	約1,287,000件	約2,064,000件	約585,000件
本賠償の状況について			
本賠償の件数(延べ件数)	約1,133,000件	約1,994,000件	約499,000件
本賠償の金額 ※1	約3兆5,497億円	約4,479億円	約7兆4,406億円
これまでのお支払い金額について			
本賠償の金額 ※1	約11兆4,382億円 ①		
仮払補償金	約1,556億円 ②		
お支払い総額	約11兆5,939億円 ①+②		

※1 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。

※2 除染等費用を含んでおります。

2-6-2 個別課題への対応（賠償②）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、令和4年12月には中間指針第五次追補が策定され、従前より賠償対象とされていた月額10万円の「避難慰謝料」に加え、新たに「生活基盤喪失・変容」等に伴う精神的損害を増額することとした。

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償（財物賠償）

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（2）住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

（3）家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

（4）精神的損害賠償

- ① 避難指示等対象区域において月額10万円（最大85ヶ月間）の「避難慰謝料」を賠償してきたところ。（帰還困難区域には、別途、移住を余儀なくされた精神的損害として700万円を賠償）
- ② 中間指針第五次追補において、新たに「過酷避難」、「生活基盤変容」等に伴う損害が認められ、精神的損害の賠償を増額。

（5）営業損害・就労不能損害に対する賠償

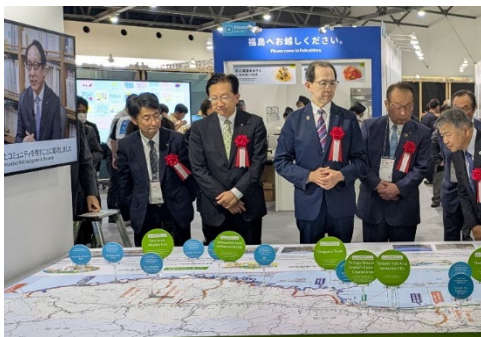
- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - （ア）就労不能損害 : 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで）
 - （イ）農林業以外の業種 : 事故後4年間 + 年間逸失利益の2倍を追加
 - （ウ）農林業 : 事故後6年間 + 年間逸失利益の3倍を追加
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②（ア）給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。）

【開催概要】

- 「よりよい復興（Build Back Better）」をコンセプトに5月19～24日に開催。
- 「震災伝承・災害対応」、「食・水産」、「最新技術」や「福島国際研究教育機構」といったテーマで映像やデータ等を用いて「復興のストーリー」を展示するとともに、被災3県の食・水産品の試食を提供するなど、東日本大震災から力強く復興しつつある被災地の姿や地域の魅力を世界に向けて発信。
- 展示期間中には、延べ約4万8千人が国内外から来場。
- さらに、デジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」は万博期間中を通じて設置され、被災地へのエール等世界中から寄せられたメッセージを投影中。
- テーマウィーク展示コンテンツやデジタルモニュメントは「遺産（レガシー）」としてデジタル保存。

【オープニングセレモニー（5/19）】

- 伊藤復興大臣、復興庁2025大阪・関西万博復興PRアンバサダー 荒川静香、内堀福島県知事、伊藤宮城県副知事、達増岩手県知事、伊澤双葉町町長、齋藤石巻市長、佐々木陸前高田市長、山崎福島国際研究教育機構理事長、今村復興推進委員会委員長が出席。
- 各エリアの展示を視察し、被災3県の食・水産品を試食の後、「成長する『奇跡の一本松』」を視察。



復興庁展示の視察



被災3県の食・水産品の試食



デジタルモニュメント「成長する『奇跡の一本松』」の視察

2-7-2 「復興五輪」に関する取組 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会における復興庁の関係機関と連携した取組)

2021年の東京大会が、「復興五輪」として被災地の復興の後押しとなるよう、支援への感謝を伝えつつ、復興する被災地の姿や魅力を世界に発信。

① 被災地での競技開催

- ・野球・ソフトボールは福島県(福島県営あづま球場)で開催
- ・サッカーは宮城県(宮城スタジアム)、茨城県(茨城カシマスタジアム)で開催



福島県営あづま球場(福島県)

② 聖火リレー

- ・福島県「Jヴィレッジ」を出発して被災地を駆け抜ける聖火リレーを実施
- ・聖火台及び聖火リレートーチ(福島県、愛知県、東京都の一部)に「福島水素エネルギー研究フィールド」で製造された水素を活用

③ 被災地産品の活用

- ・国立競技場のエントランスゲートの軒に被災3県の木材を使用
- ・選手村で被災地産食材を活用した料理を提供、被災地の花を中心にビクトリーブーケを作成



被災地の花を使用してビクトリーブーケ
(左オリンピック、右パラリンピック)
(提供:東京2020組織委員会)

④ ホストタウンによる機運醸成

- ・「復興ありがとうホストタウン」(被災3県において33市町村が登録)等、被災地でのホストタウンの登録推進

⑤ 復興の情報発信

- ・選手村の食堂において福島県産をはじめ被災地の食材が活用されている旨のPRポスターを掲示
- ・被災地の子ども達の復興と地域の魅力への理解増進を図るため、子ども復興五輪を被災地で開催
- ・交通広告(JR山手線の車内・車体広告等)を通じて被災地の魅力や復興五輪に関する情報を発信
- ・メインプレスセンター内の復興ブースにおいて、被災地の復興の状況や魅力等を伝えるスライド・動画を放映
- ・同ブースにて海外メディアに対して、語り部、生産者、政府によるブリーフィングを実施したほか被災地の食材や観光地の魅力等を伝え、情報発信をしてもらえよう、ポストカード、PRカードやチラシを配架(QRコードを付記し、食材やその安全性等の詳細情報も提供)
- ・パラリンピック関係者に福島県産の新鮮でおいしい安全な農産物を味わっていただき、風評払拭につながるよう、JAグループ福島から橋本組織委員会会長に対して、福島県産の桃及び梨を贈呈



Jヴィレッジを出発する聖火リレー
(提供:東京2020組織委員会)



選手村食堂でのポスターを掲示



メインプレスセンター内の復興ブース



福島県産の桃のPRカード



橋本会長への福島県産の桃及び梨の贈呈

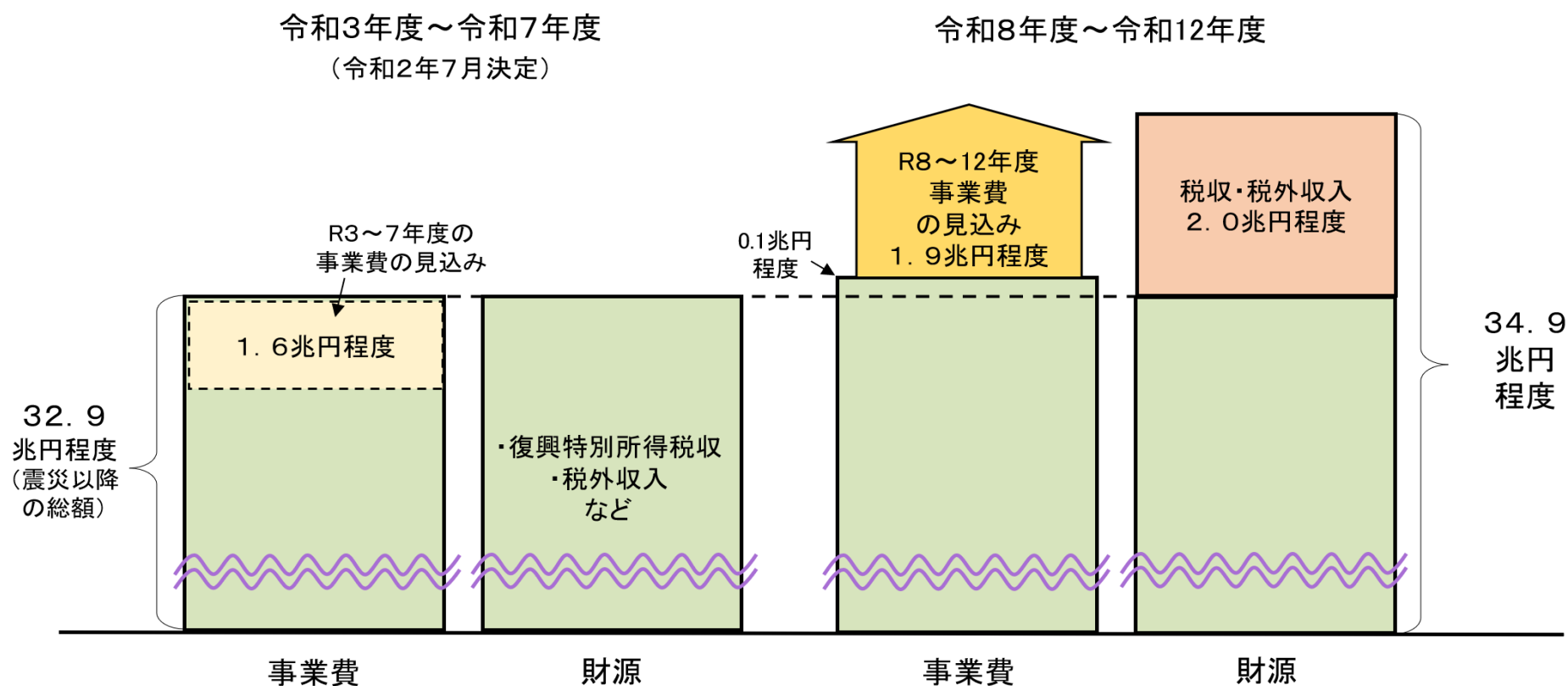
3-1 復興関係予算①（令和12年度までの事業規模と復興財源）

○ 事業規模については、

- ・次の5年間（令和8～12年度）は、1.9兆円程度、
- ・震災から令和7年度までは、33.0兆円程度、

これらを合わせて、令和12年度までで、34.9兆円程度と見込まれる。

○ 財源については、34.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。



※ 今後、さらなる物価高騰や新たな政策課題が生じた場合には柔軟に対応する。

3 - 1 復興関係予算②（令和8年度復興庁一括計上予算のポイント）



令和8年度 復興庁予算 概算要求のポイント

令和8年度 概算要求額（復興庁所管）：4,514億円 [前年度予算額：4,864億円（△350億円）]

I. 被災者支援：182億円 [前年度199億円]

被災者の心のケア、被災した子どもに対する支援など、きめ細かな支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金（56億円）
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業（11億円）
- ・被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配（8億円）
- ・地域医療再生基金（61億円）等

II. 住宅再建・復興まちづくり：415億円 [前年度675億円]

災害公営住宅の家賃低減のほか、道路事業や災害復旧等の支援を継続。

- ・家賃低廉化・特別家賃低減事業（211億円）
- ・社会資本整備総合交付金（13億円）
- ・森林整備事業（36億円）
- ・災害復旧事業（152億円）等

III. 産業・生業（なりわい）の再生：701億円 [前年度361億円]

福島県の営農再開に向けた取組を強化するとともに、水産業、観光等への支援を継続。被災12市町村などへ進出した企業への支援を実施。

- ・福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業（37億円）
- ・福島県農林水産業復興創生事業（33億円）
- ・漁業・養殖業復興支援事業（201億円）
- ・水産業復興販売加速化支援事業（37億円）
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業〔後掲〕
- ・福島県における観光関連復興支援事業（5億円）
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（275億円）等

IV. 原子力災害からの復興・再生：2,892億円 [前年度3,355億円]

特定復興再生拠点や特定帰還居住区域の整備、中間貯蔵関連事業等を着実に実施するとともに、風評払拭の取組を強化。避難指示解除区域における生活環境の整備を推進。

- ・特定復興再生拠点整備事業（72億円）
- ・特定帰還居住区域整備事業（488億円）
- ・中間貯蔵関連事業（991億円）
- ・復興情報提供・地域情報発信（風評払拭・リスクコミュニケーション強化）（23億円）
- ・福島再生加速化交付金（606億円）
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業（52億円）
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業（38億円）等

V. 創造的復興：279億円 [前年度224億円]

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想に係る取組を実施。

- ・福島国際研究教育機構関連事業（190億円）
- ・地域復興実用化開発等促進事業（74億円）
- ・移住等の促進（福島再生加速化交付金の内数）

※ 上記のほか、復興庁一般行政経費等（46億円）などを計上。

※ 福島国際研究教育機構については、別途、共管省の一般会計予算にも研究費等を計上（13億円）、全体で203億円。

3-1 復興関係予算③（令和7年度復興庁一括計上予算のポイント）



令和7年度 復興庁当初予算のポイント

令和7年度 当初予算額（復興庁所管）：4,864億円 [前年度予算額：4,707億円（+158億円）]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

I. 被災者支援：199億円 [前年度218億円]

被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」、見守り・相談支援など、きめ細かな支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金 (77億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援 (16億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業 (14億円)
- ・仮設住宅等 (4億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金 (7億円)
- ・地域医療再生基金 (35億円) 等

II. 住宅再建・復興まちづくり：675億円 [前年度530億円]

災害公営住宅の家賃低減のほか、災害復旧事業等の支援を継続。

- ・家賃低廉化・特別家賃低減事業 (230億円)
- ・社会資本整備総合交付金 (260億円)
- ・国営追悼・祈念施設整備事業 (41億円)
- ・森林整備事業 (39億円)
- ・災害復旧事業 (96億円)
- ・ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

III. 産業・生業(なりわい)の再生：361億円 [前年度331億円]

原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するほか、ALPS処理水の処分に伴う対策として、被災地の水産業等への支援を実施。

- ・水産業復興販売加速化支援事業(41億円)
- ・福島県農林水産業復興創生事業(37億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(110億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(24億円)
- ・福島県における観光関連復興支援事業(5億円)
- ・漁業・養殖業復興支援事業(44億円)
- ・ブルーツーリズム推進支援事業(3億円) 等

IV. 原子力災害からの復興・再生：3,355億円 [前年度3,338億円]

避難指示解除区域における生活環境の整備や、特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵関連事業を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を推進。

- ・特定復興再生拠点整備事業(199億円)
- ・福島再生加速化交付金(599億円)
- ・除去土壌等適正管理・原状回復等(159億円)
- ・中間貯蔵関連(1,045億円)
- ・放射線物質汚染廃棄物処理(413億円)
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円)
- ・特定帰還居住区域整備事業(620億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(52億円)
- ・放射性物質汚染廃棄物処理(413億円)
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業(37億円) 等

V. 創造的復興：224億円 [前年度239億円]

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- ・福島国際研究教育機構関連事業(164億円)
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業(54億円)
- ・移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業(3億円)
- ・「新しい東北」普及展開等推進事業(2億円)
- ・「大阪・関西万博」関連事業(3億円)

※上記のほか、復興庁一般行政経費等(49億円)などを計上。

※福島国際研究教育機構については、別途、共管省の一般会計予算にも運営費等を計上(2億円)、全体で165億円。

※「大阪・関西万博」関連事業(3億円)には、IVに含まれる「地域の魅力等発信基盤整備事業」の内数も含む。

3 - 1 復興関係予算④（東日本大震災復興特別会計予算の推移）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	当初予算額(億円)	当初予算額(億円)	当初予算額(億円)
被災者支援	249	218	199
生活支援	28	17	11
教育・医療・福祉	216	198	183
救助活動	3	2	4
その他	2	2	2
住宅再建・復興まちづくり	476	530	675
公共事業(災害復旧)	61	71	78
施設等の災害復旧等	14	14	19
復興に向けた公共事業等	401	446	579
産業・生業(なりわい)の再生	339	331	361
産業振興	339	331	361
災害関連融資	16	13	11
中小企業への支援・立地補助事業等	181	141	129
農林水産業の復興支援	110	151	189
観光復興	8	8	8
被災事業者支援	24	19	24
雇用の確保	0	0	-
原子力災害からの復興・再生	4,170	3,338	3,355
風評被害対策・食の安全確保等	100	99	91
除染等	2,805	1,683	1,730
研究開発拠点整備等	23	23	10
ふるさとの復活	1,177	1,478	1,475
その他	65	55	50
創造的復興	236	239	224
イノベーション・コースト構想関連	61	54	54
福島国際研究教育機構関連事業	145	154	164
福島県高付加価値産地展開支援事業	27	27	3
「新しい東北」の創造	3	3	2
万博関連事業	0	2	2
震災復興特別交付税	622	570	659
その他	1,208	1,104	989
合計	7,301	6,331	6,462

※ 計数については、単位未満四捨五入のため、合計とは一致しないものがある。

※ 「0」は単位未満、「-」は皆無である。

3 - 1 復興関係予算⑤（令和6年度東日本大震災復興関連予算の執行状況）

（単位：億円）

区 分	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A)-(B)-(C)	執行率 (B)/(A)	執行見込率 ((B)+(C))/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援（健康・生活支援）	210	174	11	24	82.9%	88.5%	11.5%
生活支援	23	9	11	2	41.6%	91.3%	8.7%
教育・医療・福祉	182	161	0	20	88.5%	88.5%	11.5%
救助活動	1	1	-	0	62.8%	62.8%	37.2%
その他	2	1	-	0	77.1%	77.1%	22.9%
住宅再建・復興まちづくり	637	486	145	6	76.2%	99.0%	1.0%
公共事業（災害復旧）	78	70	5	1	90.5%	97.6%	2.4%
施設等の災害復旧等	13	12	0	0	92.9%	97.2%	2.8%
復興に向けた公共事業等	546	403	139	4	73.8%	99.3%	0.7%
産業・生業（なりわい）の再生	347	289	14	43	83.2%	87.4%	12.6%
産業振興	347	289	14	43	83.2%	87.4%	12.6%
災害関連融資	11	9	-	2	82.7%	82.7%	17.3%
中小企業への支援等	152	133	11	8	87.4%	94.6%	5.4%
農林水産業の復興支援	155	120	3	32	77.1%	79.3%	20.7%
観光復興	7	7	-	0	95.9%	95.9%	4.1%
原子力災害による被災事業者の自立支援事業	19	18	-	0	94.9%	94.9%	5.1%
原子力災害からの復興・再生	3,312	2,271	384	657	68.6%	80.1%	19.9%
風評被害対策・食の安全確保等	91	79	3	7	87.8%	91.5%	8.5%
汚染廃棄物の適正な処理等	1,467	1,077	88	300	73.4%	79.5%	20.5%
研究開発拠点整備等	22	22	-	-	100.0%	100.0%	-
ふるさとの復活	1,676	1,044	291	340	62.3%	79.7%	20.3%
その他	55	46	0	8	84.4%	84.8%	15.2%
創造的復興	336	163	69	102	48.6%	69.4%	30.6%
東日本大震災の教訓継承事業	1	1	-	-	100.0%	100.0%	-
震災復興特別交付税	569	569	-	-	100.0%	100.0%	-
その他	1,960	1,694	-	265	86.4%	86.4%	13.6%
合計	7,376	5,650	625	1,100	76.6%	85.1%	14.9%

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※2 計数については、令和4年度・5年度復興特会予算繰越分及び6年度復興特会予算分の合計である。

※3 「0」は単位未満、「-」は皆無である。

3 - 1 復興関係予算⑥（東日本大震災復興関連予算の執行内容（平成23年度～令和6年度））

（単位：億円）

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				平成23～令和6年度
	支出済歳出額													支出済歳出額	繰越額	執行見込額	不用額	執行見込額
① 被災者支援	12,244	3,523	1,398	963	1,014	847	969	660	540	377	274	216	194	174	11	186	24	23,410 (5.6%)
② 住宅再建・復興まちづくり	17,423	26,544	18,020	13,820	12,457	11,250	9,866	8,138	6,968	6,269	2,878	1,226	465	486	145	631	6	135,962 (32.8%)
③ 産業・生業（なまけい）の再生	27,204	5,415	4,846	1,116	1,440	1,108	816	805	648	401	452	323	292	289	14	303	43	45,177 (10.9%)
④ 原子力災害からの復興・再生	9,775	3,690	5,805	8,263	8,009	10,992	6,990	5,092	4,768	7,997	3,579	3,668	3,344	2,271	384	2,655	657	84,634 (20.4%)
⑤ 創造的復興	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64	93	197	163	69	233	102	589 (0.1%)
⑥ 震災復興特別交付税	21,408	6,704	5,771	4,116	4,415	3,429	2,543	3,252	3,750	3,398	1,325	919	622	569	-	569	-	62,227 (15.0%)
⑦ その他（復興債償還費等）	1,457	17,253	12,723	9,640	9,761	1,980	689	731	93	100	2,549	2,496	1,923	1,695	-	1,695	265	63,096 (15.2%)
合計	89,513	63,131	48,566	37,921	37,098	29,609	21,875	18,680	16,770	18,544	11,123	8,944	7,041	5,650	625	6,276	1,100	415,098 (100.0%)

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※2 計数については、平成23年度一般会計予算分（予備費・1次～3次補正）及び平成24年度～令和6年度復興特会予算分である。

※3 国有林野事業特会及び社会資本整備事業特会が廃止されたことによる繰越分を含んでいる。

※4 計数については、求償対象経費等を含んでいる。

※5 執行見込額については、翌年度繰越額を含んでいる。

※6 「0」は単位未満、「-」は皆無である。

(参考)
令和6年度までの復興財源の対象経費の執行見込額は 32.5兆円程度。

3 - 2 復興関連税制

制度趣旨

根拠法

措置の概要

1. 復興特区税制

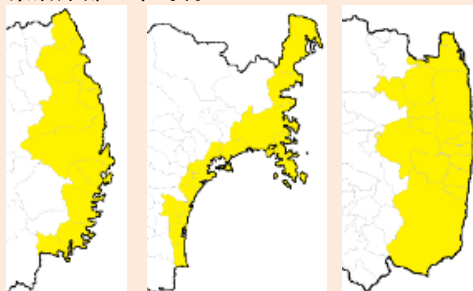
岩手県沿岸12市町村、宮城県沿岸15市町、福島県沿岸15市町村の特定復興産業集積区域（※）において、産業集積の形成・活性化を通じて雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした税制

- ・ 復興特区法
- ・ 震災特例法

いずれか選択適用

- ・ 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
- ・ 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ・ 特定復興産業集積区域における開発研究用資産を取得した場合の特別償却等

3 県沿岸部42市町村



岩手

宮城

福島

2. 福島特措法関連税制

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島における、避難解除等区域の復興及び再生並びに原子力災害からの産業の復興及び再生のための個人事業者又は法人を対象とした税制

- ・ 福島特措法
- ・ 震災特例法
- ・ 租税特別措置法
- ・ 地方税法

【風評税制】

- ・ 福島県にまだ根強く残る農林水産業及び観光関連産業への風評被害に対応するための特例措置（機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 等）

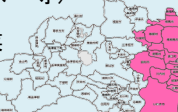
※福島県全域▶



【イノベ税制】

- ・ 福島イノベーション・コースト構想の重点6分野のうち、新産業創出等推進事業を行う者に対する特例措置（機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 等）

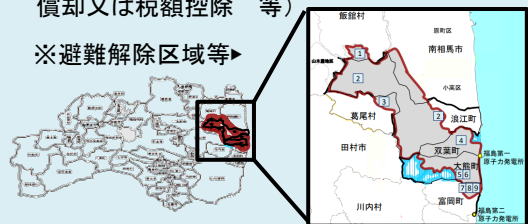
※福島県沿岸15市町村（新産業創出等推進事業促進区域）▶



【福島特措法税制・企業立地促進税制】

- ・ 避難解除区域等（企業立地促進区域）において、被災事業者・新規立地事業者に対する特例措置（機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 等）

※避難解除区域等▶



3. その他

- ・ 震災特例法
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
- ・ 租税特別措置法、地方税法 等

- ・ 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置

- ・ 居住困難区域内の被災代替資産（住宅用地、家屋、償却資産）に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置

- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構関係（同機構が支援する債務処理計画に基づき、経営者が私財を提供した場合、当該私財提供に係るみなし譲渡益の非課税 等）

- ・ 住宅ローン減税の被災者向け措置（全国措置の控除率に上乗せ 等）

等

（※）特定復興産業集積区域とは、東日本大震災からの復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定められる区域。市町村等が策定する復興推進計画において定められ、税制特例が適用される。

3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援

復旧事業

国庫補助	地方負担
➤ 補助率のかさ上げ (例) 公共土木施設等・・・8～9割(阪神・淡路大震災時は8割) ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出) ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外)	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
【復興交付金】(～令和2年度) ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助) ➤ 基幹事業に関連し実施する使途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率8割) 【福島の復興・再生に向けた交付金】 ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 【その他】 ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応) ※全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業(例:道路整備事業)は、地方負担の95%を措置

その他

➤ 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置 ➤ 取崩し型復興基金の創設(平成23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(平成24年度補正(震災復興特別交付税の増額))
--

3 - 4 復興特区制度①（全体・復興推進計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

作成主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

作成主体：市町村が単独又は県と共同

（特定）復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

※復興交付金は令和2年度をもって廃止

内閣総理大臣認定

復興庁

協議

関係各省

事業の実施・特例の適用

税制上の特例（主なもの）

期限：令和7年度末

金融上の特例

規制・手続等の特例（主なもの）

被災地の雇用機会確保のため戦略的に特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

復興の中核となる民間事業の支援

（復興特区支援利子補給金）

- ・指定金融機関に対する利子補給金の支給（5年間 0.7%以内）
- 令和7年度予算額：3億円

住宅の確保

- ・公営住宅の譲渡処分要件の緩和の特例

産業活性化・立地促進

- ・建築基準法における用途制限の緩和
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービスに関する基準の弾力化

3－4 復興特区制度②（復興推進計画の認定状況）

- 規制・手続等の特例に係る計画は42計画、税制上の特例に係る計画は37計画、金融上の特例に係る計画は244計画認定。
- 県別では、岩手県で36計画、宮城県で97計画、福島県で145計画等となっている。

（令和7年8月末現在）

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続等の特例	1	8	18	6	6	1	2	42
税制上の特例	1	8	21	6	1	0	0	37
金融上の特例	11	20	58	133	22	0	0	244
県合計	13 (12)	36 (35)	97 (95)	145	29 (28)	1	2	323 (318)

注1) 1つの復興推進計画に複数の特例（規制・手続等／税制／金融）が盛り込まれている場合は、それぞれ計上している。

注2) 県合計の下段の括弧内の数値は、特例の合計ではなく、当該県内で認定された復興推進計画の合計を記載している。

注3) 変更認定された復興推進計画は件数に含まない。

3-4 復興特区制度③（復興特区における税制及び減収補填の特例措置）

復興特区における税制及び減収補填の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

特定復興産業集積区域内において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人を対象とした以下の措置。

いずれか選択適用

法人税等の 特別償却 又は 税額控除 (法37条)	機械等減価償却資産に係る特別償却			選択 適用 ⇔	機械等減価償却資産に係る税額控除(※1)			※1 税額控除は、税 額の20%が限度。 但し、4年間の繰り越 しが可能。
	取得等期間 資産の区分	～R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31		取得等期間 資産の区分	～R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31	
	機械及び装置	50%	45%		機械及び装置	15%	14%	
	建物及びその附属設 備並びに構築物	25%	23%		建物及びその附属設備 並びに構築物	8%	7%	

法人税等の 税額控除 (法38条)	被災雇用者等に対する給与等支給額の税額控除(※2)			※2 指定後5年間、税額の20%が限度。
	指定日	～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31	
	控除率	10%	9%	

研究開発 税制 (法39条)	研究開発用資産に係る特別償却			+	左記開発研究用資産の 償却費の一部を税額控除	※3 租税特別措置法第10条第8項第6 号に規定する中小事業者又は第42条の 4第19項第7号に規定する中小企業者若 しくは同項第9号に規定する農業協同組 合等。
	取得等期間	～R7.3.31	R7.4.1～ R8.3.31			
	中小企業者等(※3)	50%	45%			
	中小企業者等以外の者	34%	30%			

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

特定復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

取得等期間	R6.4.1～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31	※4 課税免除を行った場合の減収額に、右記の 割合をそれぞれ乗じた額を減収補填の上限額 とする。
減収補填の上限額(※4)	10/10	9/10	

3-4 復興特区制度④（税制上の特例による指定・投資・雇用実績）

○県・市町村が作成する復興推進計画において、特例の対象区域や集積を目指す業種を記載。

○内閣総理大臣による復興推進計画の認定後、県・市町村が税制特例の対象となる具体の事業者を指定。

○指定件数が6,864件となり、投資額等の増加として効果が現れている。

①各県別、年度別の指定件数（法第37条～第42条）（単位：件）

（令和6年8月末現在）

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県			5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸
H23～H25年度	183	365	296	69	761	500	261	840	361	479	548	528	20	2,697	1,685	829
H26年度	32	135	110	25	242	192	50	369	169	200	100	98	2	878	569	277
H27年度	22	135	108	27	152	114	38	344	160	184	48	45	3	701	427	252
H28年度	23	90	78	12	139	109	30	183	78	105	46	45	1	481	310	148
H29年度	15	76	67	9	111	79	32	116	49	67	39	35	4	357	230	112
H30年度	19	59	49	10	123	88	35	180	80	100	29	27	2	410	244	147
R1年度	18	36	30	6	69	44	25	180	107	73	26	19	7	329	200	111
R2年度	34	51	44	7	147	78	69	537	331	206	28	23	5	797	476	287
R3年度	0	22	22	0	30	30	0	28	28	0	0	0	0	80	80	0
R4年度	0	12	12	0	11	11	0	38	38	0	0	0	0	61	61	0
R5年度	0	19	19	0	19	19	0	35	35	0	0	0	0	73	73	0
総計	346	1,000	835	165	1,804	1,264	540	2,850	1,436	1,414	864	820	44	6,864	4,355	2,163

②各県別、年度別の投資金額（法第37条、第39条、第40条、第41条）（単位：億円）（令和6年8月末現在）

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県			5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸
H23～H25年度	362	998	788	210	2,509	1,605	904	1,791	744	1,047	3,128	3,090	38	8,788	6,227	2,199
H26年度	555	537	393	145	963	552	411	1,591	860	731	1,241	1,223	18	4,887	3,028	1,305
H27年度	229	448	286	162	1,666	717	949	1,274	683	591	1,933	1,921	12	5,550	3,607	1,714
H28年度	190	452	317	135	1,210	604	606	1,080	521	559	1,868	1,862	6	4,800	3,304	1,305
H29年度	277	497	326	171	885	355	530	1,692	1,015	677	1,465	1,392	73	4,816	3,088	1,451
H30年度	190	365	193	173	1,249	331	919	2,364	1,311	1,053	1,405	1,362	43	5,573	3,197	2,188
R1年度	213	2,148	370	1,778	1,106	477	629	1,644	549	1,095	1,233	1,209	24	6,344	2,605	3,526
R2年度	158	1,025	200	825	1,365	507	857	1,634	960	674	2,772	2,674	93	6,954	4,341	2,449
R3年度	3	132	131	1	365	184	181	2,068	2,002	65	113	113	0	2,681	2,430	247
R4年度	0	130	130	0	292	271	21	1,094	1,093	1	0	0	0	1,516	1,494	22
R5年度	0	92	92	0	183	175	8	73	73	0	0	0	0	348	340	8
総計	2,177	6,824	3,226	3,600	11,793	5,778	6,015	16,305	9,811	6,493	15,158	14,846	307	52,257	33,661	16,414

（注）福島県の「沿岸・原災」は、沿岸3市町（いわき市、相馬市、新地町）及び避難指示の対象となった12市町村の計15市町村の区域。

四捨五入のため、合計が合わない場合がある。事業者からの報告により、今後も数値が変更となる場合がある。

3-4 復興特区制度⑤（税制上の特例による指定・投資・雇用実績）

③各県別、年度別の指定事業者等による被災雇用者等の人数（法第38条）（単位：人）（令和6年8月末現在）

	青森県	岩手県			宮城県			福島県			茨城県			5県計		
		県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸・原災	内陸	県計	沿岸	内陸	県計	沿岸	内陸
H23～H25年度	6,791	9,389	6,552	2,837	32,837	15,211	17,626	37,237	7,202	30,035	43,056	42,068	988	129,310	71,033	51,486
H26年度	3,965	7,709	5,017	2,692	19,197	9,251	9,946	30,270	6,725	23,545	40,221	39,709	512	101,362	60,702	36,695
H27年度	4,022	10,663	6,609	4,054	18,814	9,918	8,896	37,647	8,779	28,868	39,723	39,700	23	110,869	65,006	41,841
H28年度	4,079	11,824	7,131	4,693	19,170	10,513	8,657	40,798	11,117	29,681	35,181	35,172	9	111,052	63,933	43,040
H29年度	3,675	11,081	7,065	4,016	17,205	9,565	7,640	38,361	10,529	27,832	16,267	15,947	320	86,589	43,106	39,808
H30年度	1,455	7,779	4,466	3,313	9,354	5,946	3,408	24,518	7,257	17,261	4,217	3,916	301	47,323	21,585	24,283
R1年度	1,427	6,152	3,691	2,461	6,095	3,105	2,990	16,232	4,575	11,657	3,184	2,955	229	33,090	14,326	17,337
R2年度	1,478	4,507	2,591	1,916	7,665	4,458	3,207	13,193	3,067	10,126	3,657	3,535	122	30,500	13,651	15,371
R3年度	2,011	2,931	1,251	1,680	7,891	4,397	3,494	9,445	1,842	7,603	2,509	2,507	2	24,787	9,997	12,779
R4年度	1,944	2,020	1,044	976	7,272	3,729	3,543	8,029	1,433	6,596	412	412	0	19,677	6,618	11,115
R5年度	1,096	1,758	829	929	4,898	2,872	2,026	1,323	412	911	326	326	0	9,401	4,439	3,866
総計	31,943	75,813	46,246	29,567	150,398	78,965	71,433	257,053	62,938	194,115	188,753	186,247	2,506	703,960	376,312	276,417

（注）・事業者は指定後5年間税額控除可能。被災雇用者等の人数は、当該年度以前の指定事業者分を含む。なお、被災雇用者等とは、平成23年3月11日において特定被災区域内に所在する事業所に雇用されていた者又は特定被災区域内に居住していた者をいう。

・福島県の「沿岸・原災」は、沿岸3市町（いわき市、相馬市、新地町）及び避難指示の対象となった12市町村の計15市町村の区域。

（参考）活用事例（水産加工場等の復旧・新設）



水産食料品製造業者が、気仙沼市から復興産業集積区域内の用地の払下げを受け、東日本大震災により被災した水産加工場や冷蔵施設を集約した新施設を建設。

3 - 4 復興特区制度⑥（復興整備計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例）を総合的にワンストップで適用

対象区域：復興の取組を重点的に推進する必要がある区域として政令で定める区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

作成主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

作成主体：市町村が単独又は県と共同

※復興交付金は令和2年度をもって廃止



協議・同意

復興整備協議会（関係県・市町村等）

必要に応じて国や学識経験者等
が協議会の構成員として加わる

計画の公表（特例の発効）

事業の実施・特例の適用

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、
事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体による土地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許可
手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等の事業計画の作成手続

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
 - 事業認定手続短縮
 - 裁決申請と土地調書等確定の並行処理
- ・土地収用法の緊急使用による工事着手前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大（50戸以上→5戸以上）

3 - 4 復興特区制度⑦（復興整備計画の活用状況*3）

（令和7年8月末現在）

地域	対象市町村	事業施行地区*1	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手	○計12市町村 （宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町）	計272地区	・市街地開発事業 （宮古市等の計21地区） ・集団移転促進事業 （宮古市等の計45地区） ・都市施設の整備に関する事業 （宮古市等の計95地区） ・小規模団地住宅施設整備事業 （大槌町の計7地区） ・土地改良事業 （釜石市等の計3地区） ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 （宮古市等の計101地区）	・農地法の転用許可みなし*2 （宮古市等の計105件） ・都市計画法の事業認可みなし （大船渡市等の計6件）
宮城	○計14市町 （仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町）	計480地区	・市街地開発事業 （石巻市等の計32地区） ・集団移転促進事業 （仙台市等の計191地区） ・都市施設の整備に関する事業 （石巻市等の計67地区） ・土地改良事業 （南三陸町等の計2地区） ・津波防護施設の整備に関する事業（山元町の計1地区） ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 （仙台市等の計187地区）	・農地法の転用許可みなし*2 （仙台市等の計459件） ・都市計画法の開発許可みなし （石巻市等の計185件） ・都市計画法の建築許可みなし （仙台市の計4件） ・自然公園法の建築許可等みなし （石巻市等の計38件）
福島	○計13市町村 （いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村）	計301地区	・市街地開発事業 （いわき市等の計7地区） ・集団移転促進事業 （いわき市等の計42地区） ・都市施設の整備に関する事業 （いわき市等の計87地区） ・小規模団地施設整備事業 （いわき市の計3地区） ・土地改良事業 （相馬市等の計14地区） ・造成宅地滑動崩落対策事業 （楡葉町の計1地区） ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 （いわき市等の計147地区）	・農地法の転用許可みなし*2 （いわき市等の計279件） ・都市計画法の開発許可みなし （いわき市等の計25件） ・森林法の許可みなし （飯館村等の計2件） ・都市計画法の事業認可みなし （浪江町の1件）

*1 個別の事業による地区数。

*2 東日本大震災復興特別区域法第49条第1項による同意数を含む。

*3 自治体ホームページ公表資料を基に復興庁作成（令和7年8月末時点）

3 - 5 復興交付金①

※ 復興交付金は令和2年度をもって廃止。これまでに29回の配分を行い事業費4兆1,695億円(国費3兆3,284億円)を配分。

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化(5省40事業→右表参照)

効果促進事業等(関連事業)

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応(補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限)

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※

※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体(関連する県事業を含む)をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法（抄）
第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業(市街地相互の接続道路等)
18	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
20	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低減事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
24	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
27	優良建築物等整備事業
28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
34	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
35	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
36	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3 - 5 復興交付金②

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業間流用後の事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(63市町村、7,049億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,519億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、4,628億円)

生業の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,778億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(40市町村、2,111億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,371億円)
- ・道路事業(50市町村、5,692億円)
- ・下水道事業(27市町村、3,135億円)
- ・都市公園事業(21市町村、652億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(22市町村、147億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

3－6 震災復興特別交付税

- 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、事業実施状況に合わせて決定・交付。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策、単独災害復旧事業費等）、地方税等の減収額への補填

○ 震災復興特別交付税の主な算定項目別算定額の推移

（単位：億円）

主な算定項目	交 付 年 度															累計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
直轄・補助事業に係る地方負担額	5,221	3,980	3,890	4,068	4,801	4,184	3,695	3,594	3,992	3,341	578	449	456	471	41,794	
地方単独事業	1,909	3,203	859	885	858	760	737	556	500	430	174	137	108	109	11,007	
うち単独災害復旧事業費	1,656	712	364	390	414	313	348	213	192	180	17	9	1	2	4,807	
うち風評被害対策 等	253	2,491	496	495	444	446	389	344	308	250	157	128	107	107	6,200	
地方税等の減収額への補填	1,005	542	770	792	734	434	426	383	389	439	409	345	296	210	6,669	
交 付 額	8,134	7,645	5,071	5,144	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007	964	802	717	750	55,852	

※各年の交付額は、過年度分の交付額の精算を含むため、各項目の合計と一致しないことがある。

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

○ 令和6年度の県別震災復興特別交付税額

（単位：百万円）

都道府県名		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	その他	合計
交付額	道府県分	242	1,992	0	30,556	874	69	53	22	24	205	34,037
	市町村分	247	3,181	5,831	29,040	2,526	27	62	4	2	7	40,927
	合計	490	5,173	5,831	59,597	3,400	96	115	26	26	210	74,964

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

3－7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」①

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対応することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3 - 7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の活用状況について

(県分)

(単位：百万円)

県 名	基金規模 ①	特別交付税 措置額 ②	復興基金活用額				執行率 ⑤÷①	(参考) 基金名
			平成23年度～ 令和6年度 (実績額) ③	令和7年度 (当初予算) ④	活用累計額 ⑤(③+④)	うち市町村 交付金		
青 森 県	8,000	8,000	7,781	185	7,967	(4,000)	99.6%	青森県東日本大震災復興推進基金
岩 手 県	42,000	42,000	41,832	168	42,000	(21,000)	100.0%	東日本大震災津波復興基金
宮 城 県※ ¹	98,481	66,000	87,451	1,283	88,734	(33,000)	90.1%	東日本大震災復興基金
福 島 県	57,000	57,000	56,748	824	57,572	(28,500)	99.6%	福島県原子力災害等復興基金
茨 城 県※ ¹	16,914	14,000	16,914	0	16,914	(7,000)	100.0%	茨城県東日本大震災復興基金
栃 木 県※ ¹	4,018	4,000	4,018	0	4,018	(2,000)	100.0%	栃木県東日本大震災復興推進基金
千 葉 県※ ¹	3,001	3,000	3,001	0	3,001	(3,001)	100.0%	千葉県東日本大震災市町村復興基金
新 潟 県	1,000	1,000	1,000	0	1,000	(500)	100.0%	新潟県中越大地震復興基金
長 野 県※ ¹	1,010	1,000	1,010	0	1,010	(1,010)	100.0%	長野県栄村復興基金
合 計※ ²	231,424	196,000	219,755	2,460	222,216	(100,011)	96.0%	

※¹ 「基金規模」及び「復興基金活用額」には寄附金等を含む。

※² 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

(市町村分)

(単位：百万円)

県 名	基金規模※ ¹ ①	うち市町村 交付金 ②	交付金活用額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成23年度～ 令和6年度 (実績額) ③	令和7年度 (当初予算) ④	交付金活用累計額 ⑤(③+④)		
青 森 県※ ²	4,045	(4,000)	4,024	4	4,028	99.6%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩 手 県※ ²	22,162	(21,000)	21,989	147	22,136	99.9%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮 城 県※ ²	33,094	(33,000)	31,824	337	32,161	97.2%	東日本大震災復興基金交付金
福 島 県※ ²	29,162	(28,500)	28,197	94	28,291	97.0%	福島県市町村復興支援交付金
茨 城 県※ ²	7,002	(7,000)	7,002	0	7,002	100.0%	市町村復興まちづくり支援事業費交付金
栃 木 県※ ²	2,008	(2,000)	2,008	0	2,008	100.0%	東日本大震災復興推進事業交付金
千 葉 県※ ²	3,003	(3,001)	3,003	0	3,003	100.0%	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金
新 潟 県※ ²	500	(500)	500	0	500	100.0%	東日本大震災復興事業交付金
長 野 県※ ²	1,010	(1,010)	1,010	0	1,010	100.0%	長野県栄村復興交付金
合 計※ ³	101,986	(100,011)	99,558	582	100,140	98.2%	

※¹ 市町村は、県の復興基金からの交付金を受けて、基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

※² 「基金規模」及び「交付金活用額」には寄附金等を含む。

※³ 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3 - 7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」③

○「取崩し型復興基金」を活用した主な事業

県分

※ 総務省まとめ

【市町村向け交付金】（1, 000億円）

○地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（110億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（200億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（50億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（530億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（50億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（280億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

市町村分

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

○ 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

○ 対象経費：住宅再建支援に要する経費

①土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1／2）、移転経費）

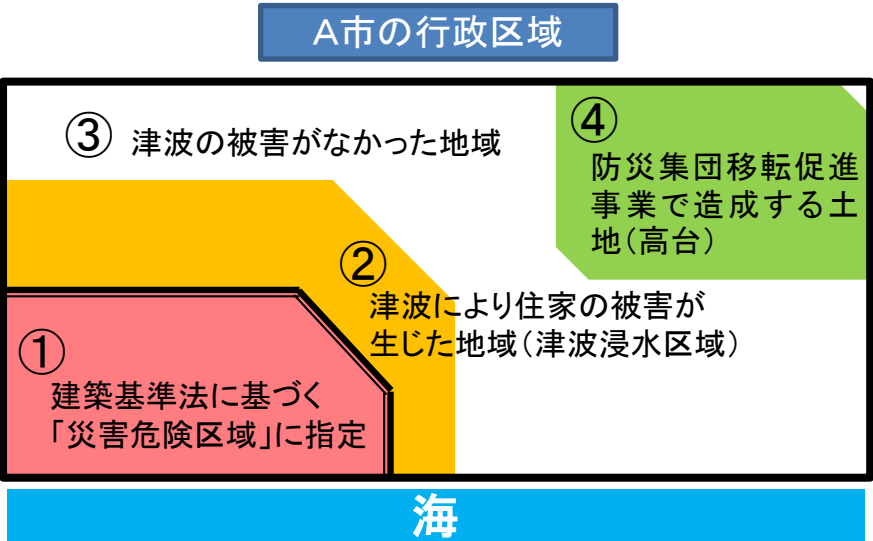
②土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

○ 交付額（全額を県から市町村に交付）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合 計
5	215	709	103	5	11	1,047

【再建パターンと支援策】



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり（被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成）

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3 - 7 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」⑤

○津波被災地域の住宅再建支援に係る基金の活用状況について

(単位：百万円)

県 名	県から 市町村への 交付額※1 ①	震災復興 特別交付税 措置額 ②	交 付 金 活 用 額			執行率 ⑤÷①	(参考) 交付金事業名
			平成24年度～ 令和6年度 (実績額)③	令和7年度 (当初予算)④	活用累計額 ⑤(③+④)		
青 森 県※4	478	478	397	0	397	83.0%	青森県東日本大震災復興推進交付金
岩 手 県	21,461	21,461	20,196	0	20,196	94.1%	東日本大震災津波復興基金市町村交付金
宮 城 県※2,5	72,753	70,856	65,974	0	65,974	90.7%	東日本大震災復興基金交付金
福 島 県	10,306	10,306	3,189	22	3,211	31.2%	福島県市町村復興支援交付金
茨 城 県※4	455	455	347	0	347	76.2%	津波被災地域復興支援事業費交付金
千 葉 県※4	1,146	1,146	515	0	515	44.9%	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金
合 計※3	106,599	104,702	90,617	22	90,638	85.0%	

※1 県は、震災復興特別交付税による措置分を全額市町村に交付金により交付済みであり、市町村は、県からの交付金を受けて基金を設けるなどしたうえで事業を執行。

※2 「県から市町村への交付額」及び「交付金活用額」には県の「取崩し型復興基金」からの独自加算分を含む。

※3 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

※4 令和2年度で事業を完了。執行残については震災復興特別交付税の過大算定として精算。

※5 令和4年度で事業を完了。執行残については震災復興特別交付税の過大算定として精算。

3 - 8 福島復興に向けた制度①（福島復興再生特別措置法概要）

（公布：2012年3月31日、改正：2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日、2022年6月17日、2023年6月9日）

目的

- ・原子力災害からの福島復興及び再生の推進
- ・東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生

基本理念

- ・地域社会の絆の維持及び再生
- ・住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること
- ・地方公共団体の自主性及び自立性の尊重
- ・地域のコミュニティの維持への配慮
- ・正確な情報提供

福島復興再生基本方針（閣議決定）

福島復興再生計画（知事が作成、内閣総理大臣が認定）

（原子力災害からの福島復興及び再生）

原子力災害からの福島復興及び再生の基本的方針

（避難指示・解除区域の復興及び再生）

避難解除等区域の復興・再生

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

（福島全域の復興及び再生）

放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

原子力災害からの産業の復興・再生

福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定帰還居住区域復興再生計画

農用地利用集積等促進計画

帰還・移住等環境整備事業計画

生活拠点形成事業計画

企業立地促進計画

新産業創出等推進事業促進計画

特定事業活動振興計画

福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・生活の安定を図るための措置
- ・住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
- ・住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
- ・再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置
- ・東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用 など

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

福島国際研究教育機構（F - R E I）

- ・新産業創出等研究開発やそれに係る人材育成等を総合的に行う

3－8 福島復興に向けた制度②（福島復興再生基本方針の概要）

<各取組の概要>

●避難解除等区域の復興・再生	ALPS処理水に係る取組、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
●特定復興再生拠点区域の復興・再生	帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、特定帰還居住区域の整備、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の両区域外の帰還困難区域に係る取組
●安心して暮らすことのできる生活環境の実現	風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
●原子力災害からの産業の復興・再生	農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、ALPS処理水に係る理解醸成等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
●新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
●関連する復興施策との連携	東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
●その他福島復興・再生に関する基本的事項	鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

3 - 8 福島復興に向けた制度③（福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画）

（公布：2012年3月31日、改正：2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日、2022年5月27日、2023年6月9日）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（閣議決定）

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画（県知事が作成・内閣総理大臣が認定）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
- ② 公共施設の清掃等を国が実施
- ③ 事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
- ④（特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域）国の負担で除染等を実施等
※特定復興再生拠点区域・特定帰還居住区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画・特定帰還居住区域復興再生計画（市町村長が作成・内閣総理大臣が認定）に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ① 帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ② 一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、（公社）福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・ 地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免
- ・ 風評払拭への対応（農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等）
- ・ 風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・ 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・ 特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
 - ① ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
 - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
 - ③（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
 - ④ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

3－8 福島復興に向けた制度（参考）

（「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定））

2016年8月24日の与党復興加速化本部6次提言を受けて、2016年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定。

基本指針の骨子

はじめに

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全て避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

- 帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 2017年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

② 帰還困難区域の復興への取組

- 帰還困難区域における特定復興拠点等の整備（国の負担において行うことを位置付け）
- 長期避難者への支援

③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

- 双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
- 復興拠点等の整備等の加速

④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- 福島相双官民合同チームの体制強化
- 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
- 風評被害対策等
- 農林業賠償等

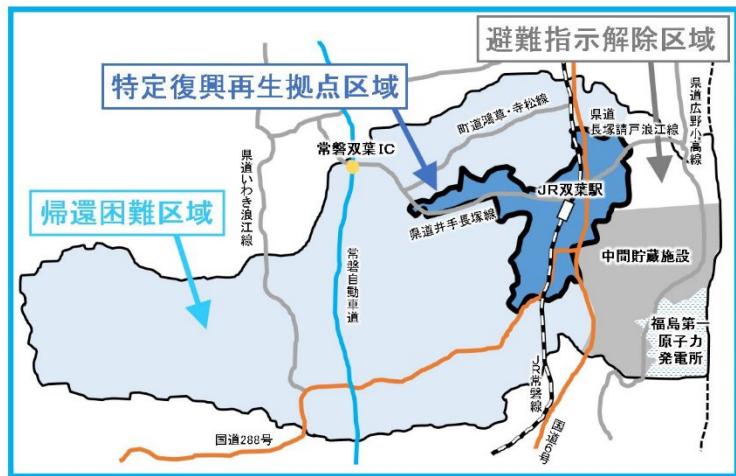
⑤ 廃炉・汚染水対策

⑥ 国と東京電力の役割

3－8 福島復興に向けた制度④（特定復興再生拠点区域）

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】

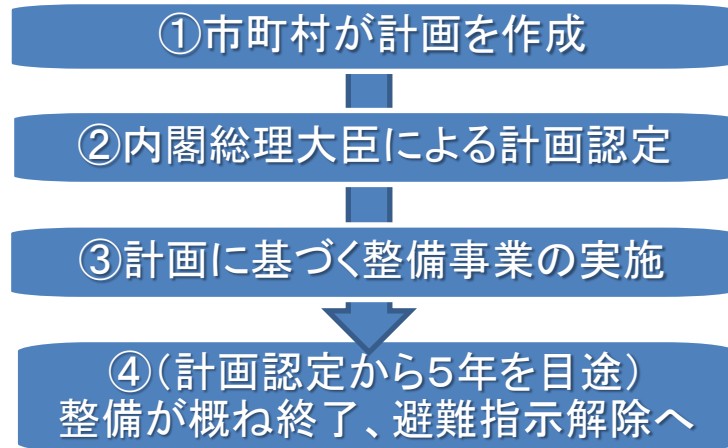


■計画の認定基準

項 目	内 容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切 ・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

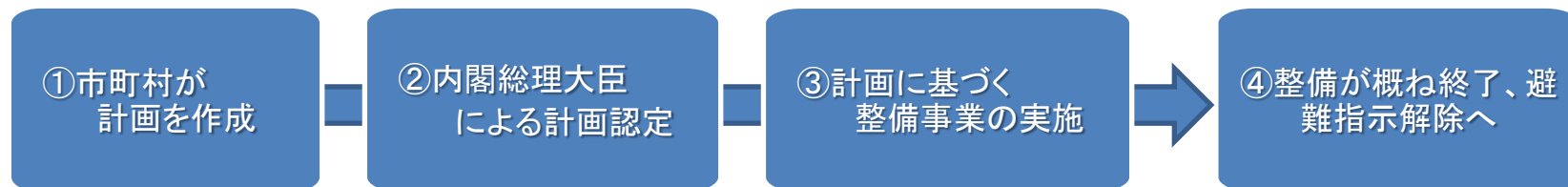
■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆帰還困難区域では適用できなかった「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能



3－8 福島復興に向けた制度⑤（特定帰還居住区域）

- 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 一方、拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況。
- 地元住民からの拠点区域外にある自宅への帰還の強い要望を受け、2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所の除染を進めるという政府方針を決定（2021年8月）。
- 上記政府方針を実施するため、福島復興再生特別措置法の改正（2023年6月）により、帰還困難区域内の拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設。
- 市町村長は、特定帰還居住区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。



■計画の認定基準（区域の条件）

- ◆ 除染により放射線量を避難指示の解除に支障がない基準以下に低減できること
- ◆ 従前の住民の居住状況等からみて、一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、従前の住居で生活の再建を図ることができること
- ◆ 既存の公共施設等の立地等を踏まえ、計画的かつ効率的に公共施設等の整備ができること
- ◆ 特定復興再生拠点区域と一体的な復興再生ができること

■計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆ 道路等のインフラ整備事業の国による事業代行 等

3－8 福島復興に向けた制度⑥（子ども被災者支援法）

（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）

1 法の経緯及び目的

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行。
- 被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法（主に自主避難者を対象）。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援施策を網羅的に講ずべき地域
＝「支援対象地域」
（放射線量が20mSv未満で一定の基準以上の地域）



法に基づく基本方針（H25.10.11閣議決定）において、
原発事故後、相当な線量が広がっていた
「福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）」
を設定。

※基本方針改定（H27.8.25）時に、線量は大幅に低減しているが、被災者の帰還や避難先への定住の判断には一定の期間を要するため、当面、支援対象地域の縮小はしないこととした。

3 支援施策の概要

- 放射線による健康への影響調査
 - ・県民健康調査
 - 住宅確保の支援
 - ・公営住宅の入居円滑化措置
 - 移動の支援
 - ・原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置
 - 子どもの就学等の援助・学習等の支援
 - ・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- 等



3-9 これまでの主な動き①

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(被災者生活支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
平成23年度補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 平成23年度第2次補正予算成立(復興経費1兆8,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表の取りまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 平成23年度第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 東日本大震災復興特別区域法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構事業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法成立
- 4月 5日 平成24年度予算成立(復興特会3兆7,754億円)
- 6月21日 子ども被災者支援法成立
- 7月13日 「福島復興再生基本方針」を閣議決定
- 9月 4日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源(19兆円を25兆円)に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興庁所管1,311億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 5月10日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 5月15日 平成25年度予算成立(復興特会4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 「子ども被災者支援法基本方針」を閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興庁所管4,952億円)
- 3月20日 平成26年度予算成立(復興特会3兆6,464億円)
- 4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
- 4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取りまとめ・公表
- 5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
- 6月10日 「産業復興創造戦略」を取りまとめ・公表
- 6月23日 「風評対策強化指針」を取りまとめ・公表
- 8月28日 「大熊・双葉ふるさと復興構想」公表
- 9月 1日 福島県が中間貯蔵施設の建設受入れを表明
- 10月 1日 福島県川内村の避難指示を一部解除
- 11月28日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月28日 南相馬市の特定避難勧奨地点を解除

3 - 9 これまでの主な動き②

【平成27年】

- 1月23日 被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表
- 2月 3日 平成26年度補正予算成立(復興庁所管2,597億円)
- 4月 9日 平成27年度予算成立(復興特会3兆9,087億円)
- 5月 7日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 6月12日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を閣議決定
- 6月24日 復興推進会議
今後5年にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等を取りまとめ・公表
- 6月30日 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定
- 7月30日 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言公表
- 8月24日 福島相双復興官民合同チーム発足
- 8月25日 「子ども被災者支援法基本方針改定」を閣議決定・国会報告
- 9月 5日 檜葉町の避難指示を解除
- 10月 2日 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策取りまとめの公表
- 11月27日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
- 12月25日 復興・創生期間に向けた新たな課題への対応方針を公表

【平成28年】

- 1月20日 平成27年度補正予算成立(復興庁所管1,016億円)
- 1月22日 第1回東北観光アドバイザー会議を開催
- 3月11日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定
- 3月29日 平成28年度予算成立(復興特会3兆2,469億円)
- 3月31日 復興庁青森事務所を閉所
- 4月 1日 「復興・創生に向けたメッセージ皆様への約束とお願い」を公表
「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
- 4月15日 「東北観光アドバイザー会議」の提言を取りまとめ・公表
- 4月22日 被災者支援総合交付金の交付可能額(第1回)を通知
- 5月28日 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
- 6月 6日 東日本大震災5周年復興フォーラムを開催
- 6月12日 葛尾村の避難指示を解除(帰還困難区域を除く)
- 6月14日 川内村の避難指示を解除
- 7月12日 南相馬市の避難指示解除(帰還困難区域を除く)
- 8月31日 帰還困難区域の取扱いに関する考え方について原子力災害対策本部・復興推進会議決定
- 9月26日 「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正を閣議決定
- 9月30日 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を公表
- 10月11日 平成28年度第2次補正予算成立(復興庁所管4,023億円)
- 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定

3 - 9 これまでの主な動き③

【平成29年】

- 3月27日 平成29年度予算成立(復興特会2兆6,896億円)
- 3月31日 「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
川俣町の避難指示を解除
飯舘村、浪江町の避難指示を解除(帰還困難区域を除く)
- 4月 1日 富岡町の避難指示を解除(帰還困難区域を除く)
- 5月12日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立
- 6月30日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
- 9月15日 「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月10日 「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月12日 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」決定
- 12月22日 「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定

【平成30年】

- 2月 1日 東日本大震災事業者再生支援機構法改正法成立
- 3月 9日 「富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 3月28日 平成30年度予算成立(復興特会2兆3,593億円)
- 4月20日 「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 5月11日 「葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 7月 6日 「福島県における復興祈念公園の基本計画」公表
- 11月30日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理の公表

【平成31年】

- 3月 8日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
- 3月27日 令和元年度予算成立(復興特会2兆1,348億円)
- 3月29日 「復興特別区域基本方針の一部改正」を閣議決定
- 4月10日 大熊町の避難指示を解除(帰還困難区域を除く)

【令和元年】

- 5月 7日 福島復興局いわき支所及び南相馬支所移転
- 10月23日 東日本大震災の復興施策の総括
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月 9日 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の策定
- 12月20日 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定

【令和2年】

- 1月30日 令和元年度補正予算成立(復興庁所管2,718億円)
- 3月 4日 双葉町の避難指示を解除(避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域のうち双葉駅周辺部分)
- 3月 5日 大熊町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域のうち大野駅周辺部分)
- 3月10日 富岡町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域のうち夜ノ森駅周辺部分)
- 3月27日 令和2年度予算成立(復興特会2兆739億円)
- 6月 5日 復興庁設置法等の一部を改正する法律成立
- 7月17日 令和3年度以降の復興の取組について復興推進会議決定
- 12月11日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 国際教育研究拠点の整備について復興推進会議決定

3 - 9 これまでの主な動き④

【令和3年】

- 3月 9日 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
- 3月26日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
令和3年度予算成立(復興特会9,318億円)
- 8月31日 特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方について原子力災害対策本部・復興推進会議決定
- 11月26日 国際教育研究拠点の法人形態について復興推進会議決定

【令和4年】

- 2月 8日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について閣議決定
- 3月22日 令和4年度予算成立(復興特会8,413億円)
- 3月29日 福島国際研究教育機構基本構想について復興推進会議決定
- 5月20日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立
- 6月12日 葛尾村の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 6月30日 大熊町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 8月26日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
「新産業創出等研究開発基本計画」を公表
- 8月30日 双葉町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 9月16日 福島国際研究教育機構の立地について復興推進会議決定
- 12月27日 福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の開催について復興推進会議決定

【令和5年】

- 2月 7日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について閣議決定
- 3月22日 福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の第1回を開催(復興推進会議・原子力災害対策本部会議と同時開催)
令和5年度予算成立(復興特会7,301億円)
- 3月31日 浪江町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 4月 1日 福島国際研究教育機構設立
富岡町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域のうち夜の森・大菅地区)
- 5月 1日 飯館村の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域)
- 5月10日 第1回新産業創出等研究開発協議会(F-REI協議会)の開催
- 6月 2日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立
- 7月28日 「福島復興再生基本方針」の改定(閣議決定)
- 9月29日 「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定
- 11月30日 富岡町の避難指示を解除(特定復興再生拠点区域のうち小良ヶ浜・深谷地区内)

【令和6年】

- 1月12日 第2回新産業創出等研究開発協議会の開催
- 1月16日 「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定
- 1月30日 福島国際研究教育機構の施設基本計画を公表
- 2月 2日 「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更認定
- 2月16日 「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定
- 3月19日 福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の第2回を開催(第39回復興推進会議と合同開催)
「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
- 3月28日 令和6年度予算成立(復興特会6,331億円)
- 4月23日 「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更認定
- 8月 5日 第3回新産業創出等研究開発協議会の開催
- 12月20日 第1回福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議の開催
- 12月27日 「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等について復興推進会議決定

3 - 9 これまでの主な動き⑤

【令和7年】

- 3月18日 「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更及び「南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画」の認定
- 3月31日 令和7年度予算成立(復興特会6,462億円)
- 4月26日 福島国際研究教育機構起工式、2周年記念シンポジウム
- 5月27日 第2回福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議の開催
- 6月 6日 「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の改定
- 6月20日 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について閣議決定
- 7月29日 「葛尾村特定帰還居住区域復興再生計画」の認定
第4回新産業創出等研究開発協議会の開催
- 8月26日 第3回福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議の開催